

文部科学省 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管(関係府省)	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
2	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	保育士資格を有する者が幼稚園免許を取得する際の特別の特例適用の明確化	当村では、へき地保育所が地域の児童の受け入れ施設として重要な機能を果たしている。今後の村の運営体制も考えると、幼稚園免許認定こども園への移行も検討の視野が上がっている。しかし、現状では保育教諭の普通免許状を授与していることが要件とされている。現在は経過措置期間中であり、片方の資格保有者がもう片方の資格を取得する際の特別が設けられている。(分権一括法により令和6年まで延長予定)特別を受けるための要件として、一定期間の実務経験を課せられており、保育士が幼稚園教諭の普通免許状を取得する際に考慮される実務経験については、教育職員免許法施行規則で規定されている。しかし、本施行規則は一般すると、へき地保育所での経験が含まれていないように誤解が生じると考えられる。文部科学省のQ&Aではへき地保育所での経験も実務経験に含まれるよう求めるが、明確にへき地保育所での経験を含む。上記記載を問わず、地方自治体にとっては不明瞭と言わざるを得ないため、本規定の明確化を求める。	当村のように、へき地保育所が保育機能の重要な位置づけを担っているような自治体において、保育教諭の確保については、幼稚園免許認定こども園への移行が容易となる。また、事業者にとっても、資格の特例の門戸が広がることで多様な人材を保育教諭として採用することが可能となる。	教育職員免許法施行規則	文部科学省	新藤津村		秋田県、南あわじ市 ○当自治体においてもへき地保育所は、地域の児童の受け入れ施設として重要な機能を果たしている。当該施設の所在地は待機児童を抱えており、かつ子育ての拠点となるべく幼稚園免許認定こども園への移行も検討している。実務経験やへき地保育所の要件を精査した上で、保育士不足の状況も踏まえ、経験ある限られた人材を活用する措置が必要である。	保育士等の勤務経験が評価されることとなる対象施設については、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令等の公布及び施行について(通知(25文科初第592号))」(http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1338628.htm)にて、その改正内容と趣旨について周知を行っており、へき地保育所が含まれることを明確にしている。	へき地保育所に勤務している保育士が幼稚園教諭免許状を取得する際、一番最初に情報収集する資料が、免許取得課程を有する大学等の通信教育の募集要項やパンフレット等(以下、「募集要項等」という。)である。そこには、へき地保育所に勤務経験に含まれることが記載されていない。募集要項等も見受けられない。よって、取得を目指す保育士に適切な情報が伝わっていないのが現実であり、そこで前進し、幼稚園教諭免許状取得を断念することもありえるので、関係機関へ適切に情報を周知し、募集要項等に適切に明記できるようにすべきである。	—	
8	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	医療的ケア児に対する訪問看護の適用範囲の拡大	医療的ケア児の受け入れに関する相談は、年々増加しているが、看護師を配置し、かつ医療的ケアに対応できる施設は少ない。当市の保育所等では、主治医の「保育所等での集団生活が可能」の判断があれば、受け入れ可能である。しかし看護師配置等の条件に対応することが困難な状況から、保護者が付き添い、医療的ケアを行っているケースがあり、保護者の負担が大きい。医療的ケア児の保護者が就労を希望しても、医療的ケアがあるため保育所等に預けることが難しく、職場復帰できない等、保護者の就労に影響があるところ。保育所等での医療的ケアに対する訪問看護の利用については、健康保険法上、訪問先が「居宅」に限定されていることから、実質的にその利用が制限されている。	医療的ケア児の受入が促進され、多様な需要に対応できる。医療的ケア児の保護者の負担を軽減し、働きやすくなることできる。	健康保険法第63条、第88条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	富山市		足利市、船橋市、相模原市、加賀市、須賀市、豊橋市、豊田市、京都市、南あわじ市、鳥取県、米子市、山陽小野田市、八幡市、横浜市、伊世保市、大分県、宮崎県、宮崎県 ○医療的ケア児の居宅における看護は、訪問看護の看護師によるケアが定着しており、医療的ケア児の保護者との信頼関係が構築できている場合も多い。また、医療的ケア児の状態もさまざまであることから、居宅、保育所等の場所に関係なく、状況を把握した看護師を派遣できる制度への改正が必要である。 ○当市でも看護師が確保できず、医療収入が必要な医療的ケア児の保育園での受入れを断念した経過があることから、保育園への訪問看護が適用されれば医療的ケア児の受入れを広げることが可能となり、児童の集団保育の機会確保に資すると考えられる。 ○当市でも医療的ケア児が保育所入所が出来なかった事例がある。医療的ケア児を担当することになる保育士の不安はかなり大きい。また、看護師の確保も難しい状況であるため、どのくらい保育士や保護者の不安が軽減されるか分からないが、訪問看護ステーションの看護師による訪問看護が保育所で受けられるようになることと医療的ケア児の集団参加の機会の確保ができると思われる。 ○現在、医療的ケアに当たる保育所常勤の看護師が不在時の対応として、保育所への訪問看護を実施しているが、健康保険法上、保育所での訪問看護が認められていないため、市の単独事業により、全額市が費用負担して訪問看護の利用をしている。健康保険法における訪問看護の適用範囲を拡大し、保育所での訪問看護を可能とすべきである。 ○当市においては、提案団体同様の課題に対して、障害福祉部門において、「施設」在籍児童を対象に訪問看護師派遣事業を実施しており、全額公費負担している。保育対策総合支援事業費補助金の対象ではあるが、健康保険対象でないため、事業費の負担が大きく、予算確保に困難がある。保険対象となれば、支援対象の医療的ケア児数を拡大することができる。 ○当市においても、医療的ケア児に対する看護師を配置している施設はなく、保護者が付き添うケースが見られ、保護者の負担が大きい。保険適用の範囲が拡大されれば、訪問看護を施設で利用することもでき、医療的ケア児の受入施設数も増えたと考えられる。 ○当市においても医療的ケアを必要とする入園ニーズは高まっているが、園に常駐する看護師は不足しており、早朝・延長の対応も課題となっている。そのため、園への訪問看護は必要と考える。 ○医療的ケア児に対応できる施設は、当県でも少ない状況にあり、訪問看護ステーションの適用範囲の拡大は、医療的ケア児の受入促進につながるものと思料される。 ○支障事例 本来なら酸素吸入が必要な児であるが、園ではなんとか酸素吸入で過ごしている。そのため児は活動を制限したり、保育士も体調に十分に配慮しながら園生活を送っているが、方が一の事態について保育士は常に不安を伴っている。また、晴下障がい、鼻腔からチューブで栄養摂取している児は毎日保護者が来園して対応しており、保護者の負担が大きい。 ○地域課題 医療的ケア児におけるニーズの把握 ○制度改正の必要性等 医療的ケア児に対して、保育・教育の機会を保障するために、訪問看護の訪問先について「保育所等」も対象とする必要がある。 ○現在、医療的ケア児の受け入れがない状況であるが、提案の改正が行われれば、保育所等での受け入れ促進が期待される。それにより、医療的ケア児の選択肢や保護者の就労機会の拡大につながるため、所要の改正が必要である。 ○当市では、18歳以上の対象者も含め、医療的ケア児・者等として運用している。その中で、医療的ケア児・者等の在宅生活を支援するうえで、訪問看護の適用範囲の拡大を実施する必要があると考えている。 ○児童発達支援や放課後等子サービスでは、看護師を配置することに対する加算制度があるが、看護師の確保が難しいだけでない(医療行為に対する責任やリスクなどから、多くの事業所で配置が進んでいない)状況である。訪問看護先に保育所や学校のほか、障害児通所支援事業所を認めることで、医療的ケア児とその保護者が望む地域・事業所において主治医の指示書のもと、日頃から医療行為を行っている看護師による医療的ケアを受けることが可能となる。 ○訪問看護が居宅に限られており、保育所等への訪問ができないことにより、近隣の医院に医療的ケアの必要な児童をつれて行き、処置している。 ○当県医療協議会において、保育所等での医療的ケアのニーズに対応するため訪問看護師の活用について、意見が出されている。 ○訪問看護サービスを自宅で利用する場合は、医療保険が適用されるが、保育所等で利用する場合は適用されず、保護者の負担に繋がっている。(全額自費での対応となっている。) ○提案市が具体的な支障事例として指摘している問題は、当県においてもそのままではある。現状、保護者の要望等に応じ、その時々に関係機関で体制を含めた調整をしており体制の継続ができていない。(現状は、保護者が保育所・幼稚園にて医療的ケアを行っている。)なお、当該自治体が予算を組み保育・教育機関で訪問看護ステーションからの訪問看護を利用する事業を検討中の事例あり。 ○提案自治体と同様の状況であり、対応に苦慮している。人材が不足する中、看護師の配置も現実的に困難であるため、訪問看護の仕組みや制度の活用を検討していただきたい。	保育所等における医療的ケア児の受け入れ体制の整備等の方策の在り方については、現在行っているモデル事業等の状況を踏まえて、検討することが必要であると考えられる。具体的なには、医療的ケア児が保育所等へ通うことを支援するために、例えば保育所においては「医療的ケア児保育支援モデル事業」により保育所等における看護師の配置を推進しているところであり、学校においては「教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)」により小・中学校への看護師配置や幼稚園の巡回に資する経費の一部を補助している。医療的ケア児の支援については、保育所等への受入れも含め、医療、福祉、障害、教育等の分野が一体的に検討を行う必要があることから、文部科学省及び厚生労働省の関係部局により構成される「教育・福祉の連携・協力推進協議会」の下に「医療的ケア児への支援における多分野の連携強化WG」を設置し検討を進めているところである。保育所等における医療的ケア児の支援の適切な在り方についても、現行の支援策を含め、引き続き当該WGにおいて議論を深めてまいりたい。なお、我が国の公的医療保険制度は、被保険者の疾病又は自傷に対する治療を保険給付の対象としており、訪問看護については、疾病又は自傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある者であって主治医が訪問看護の必要性を認めたものが給付の対象であることから、居宅以外の場所における医療的ケアを公的医療保険制度の給付対象とすることは健康保険法等の想定するところではない。特に、医療保険の対象である居宅における訪問看護は、1回の訪問につき30分から1時間30分程度を標準とし、原則週3日を限度として、1対1の割合のサービスを提供するものである。これと保育所等での児の状態に合わせて行う医療的ケアの実施については、サービス提供の目的、提供に係る時間や費用、提供する場の状況、提供者の担うべき役割といった観点から訪問看護になじむのかといった課題がある。さらに、同時に当該保育所等に在籍する複数の児への対応が求められる場合には、1対1の個別のサービスを提供する訪問看護の性格に反し、医療保険給付の安全かつ効率的な実施に資しないと考えられる。さらに、保護者等の大きな財政負担や児の保護者の新たな財政負担を伴うものであることから、医療保険の訪問看護の給付範囲の拡大を前提とすることは困難である。	保育所等における医療的ケア児の受入促進のため、看護師の配置など受入体制の整備を図る「医療的ケア児保育支援モデル事業」「教育支援体制整備事業」については、人材確保の難しさから、なかなか事業の着手に至らないのが実情である。本市では、保護者が施設に向いにくいスポーツ的な医療的ケアを行うなどのサポートが出来れば、受入れが可能となるケースもあることから、こうした場合に訪問看護が活用できれば、児童の症状や性格等に精通した看護師が派遣されることで、保護者の負担が軽減されるとともに、施設においても安心感も高まり、受入れに向けての第一歩が踏み出せるものと考えている。園のモデル事業等の導入にあたり、看護師を採用するまでの一定期間、訪問看護を活用できれば、受入れ体制の進捗に応じた柔軟な対応が可能になる。本市では、医療的ケア児の受入実績を増やし、ノウハウを蓄積していくことが重要であると考えており、今年度、保育所に訪問看護の看護師を派遣し、一時的に入園生活を体験する事業を予定している。訪問看護には施設看護師への技術指導等、様々な活用が可能であり、児童が保育所等から小学校に進学した場合でも、同じ訪問看護師にケアを依頼することにより、義務教育課程への移行が円滑になるものと期待している。モデル事業を実施するためには、訪問看護の診療報酬相当額を各自自治体で予算計上する必要があるほか、自治体ごとの契約に基づいてサービスが提供されることとなり、サービス内容に地域格差が生じる恐れがある。	—	

文部科学省 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解	補足資料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和元年12月23日閣議決定)記載内容 ※提案提出日以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を 当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
		<p>【全国知事会】 幼保連携型認定こども園に配置する職員の資格について、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任することにより地域の実情に応じた人材の確保を可能にすること。 なお、条例に委任する際には、従うべき基準とはしないこと。 【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>保育士等の勤務経験が評価されることとなる対象施設については、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令等の公布及び施行について(通知)(25文科初第592号)」(http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1338628.htm)にて、その改正内容と趣旨について周知を行っており、へき地保育所が含まれることを明確にしており、本通知は文部科学省ホームページでも確認いただくことが可能であるが、あらためて、へき地保育所が勤務経験に含まれることについて関係機関に周知を行う。 文部科学省ホームページにおいては、幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例に関するQ&Aに、へき地保育所が勤務経験に含まれることを明記した。</p>	<p>5【文部科学省】 (5)教育職員免許法(昭24法147) (ii)保育士に対する幼稚園教諭免許状取得の特例(附則18項)については、へき地保育所で保育士として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明による在職年数が、最低在職年数(施行規則附則10項)に含まれることを関係機関に改めて通知するとともに、新たに免許状を取得しようとする者に周知する。 【措置済み(令和元年10月7日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡)】</p>	事務連絡	令和元年10月7日	「児童福祉法施行規則の改正に伴う、教育職員免許法施行規則附則第8項第3号イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が定める施設第5号に規定する施設を定める件について」(令和元年10月7日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡)	
<p>【横浜市】 医療的ケア児者の保育所等の利用にあたっては、保護者の付き添いが必要であったり、保護者の全額自己負担による訪問看護の利用などがあつたりすることから、保護者の負担が大きい。検討を進め、議論を深めていくとこのことが、喫緊の課題として早急な対応が必要であると考えている。 【京都市】 以下のことから、必要に応じて、健康保険法の訪問看護の適用範囲について、「居宅」以外の保育所等を訪問先として認めるべきと考える。 ・児童福祉法で医療的ケア児への保育提供体制が義務付けられている中で、被保険者の疾病又は負傷に対する治療のためであれば、訪問看護の対象を拡大しても、公的医療保険制度の趣旨を損なわない。 ・児童福祉法改正の趣旨から、医療的ケア児への保育提供体制を広く構築し、安定的運営が行える環境を整備していく必要がある。 ・訪問看護の適用範囲が拡大され、医療的ケア児が保育所等を利用できることで、保護者の就労が可能になり、保護者の経済的な負担は軽減される。 ・訪問看護サービスを保育時間全てで利用するのではなく、医療的ケアが必要な時間帯だけ、医療保険の対象である居宅における訪問看護と同程度のサービス内容(例えば、経営栄養が必要な時間だけ利用する場合、1回の訪問につき、30分から1時間30分程度、1対1での個別サービスの利用)でも対応が可能である。 【宮崎市】 保育所等における医療的ケア児の支援の適切な在り方について、園における「医療的ケア児への支援における多分野の連携強化WG」における議論を注視していく。</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○「医療的ケア児保育支援モデル事業」等の現行施策の枠組みでは保育所や学校等での医療的ケア児の受入れ体制を十分に整備できない旨が提案団体から示されていることを踏まえ、保護者のニーズや地域の事情に合わせた受入れ体制を整備するため、保育所や学校等への訪問看護を公的医療保険制度の給付対象とすべきではないか。 ○1次ヒアリングでは、提案を実現しようとする訪問看護に関する公的医療保険制度の給付の範囲が際限なく拡大するのではないかと、大きな財政負担を伴うものであり保険者等の理解を得られないのではないかといった懸念が示されたところであるが、かかる懸念をどうすれば解消できるかについても検討すべきではないか。</p>	<p>医療的ケア児の支援については、医療機関や在宅での治療に係る支援は公的医療保険制度において、保育所(認定こども園を含む)や学校における支援は各制度の予算事業において対応を行っている。 保育所や学校においては「医療的ケア児保育支援モデル事業」や「教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)」によって、看護師の配置に対する補助を行っており、保育所や学校における医療的ケアのための看護師の派遣を訪問看護ステーションに委託する場合であっても、同じように補助の対象としているところである。これらの事業により、看護師の常時配置が必要な場合や、訪問看護ステーションの看護師による短時間での対応が適切な場合等、児の医療的ニーズに合わせた柔軟な対応が可能であり、各自治体の状況に応じて活用いただいていると認識している。 さらに、福祉分野においては、地方自治体の体制整備を行い、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ることを目的とした「医療的ケア児等総合支援事業」による補助も行っている。平成30年度の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、市町村における障害児福祉計画の策定が義務付けられたところであり、各自治体における医療的ケア児の受入れが促進されるよう、当該事業を活用した総合的な支援が可能となっている。 すでにこれらの事業による補助を行い、医療保険の給付対象とは重複のないよう制度設計を行っていることから、仮にご提案どおり保育所や学校への訪問看護を医療保険の給付対象とするには、保育所や学校において医療的ケアを受けるに当たって、 ・既存の事業では支払いの必要がなかった利用者及び保険者からの理解を得ること ・既存の事業の廃止を含めた整理を行うこと ・現行の医療保険給付の対象となる訪問看護と、保育所や学校における訪問看護との性質の違いを加味した上で全国統一的な報酬体系の検討といった課題が考えられる。 また、今回のご提案の背景には、現行の事業の活用上の課題があるものと考えられる。このため、医療保険制度で対応するかも含め、関係者のご意見も伺いながら、令和2年度中を目途に「医療的ケア児への支援における多分野の連携強化WG」において課題を整理した上で、対応を検討してまいりたい。</p>	<p>5【文部科学省】 (1)健康保険法(大11法70)、児童福祉法(昭22法164)及び教育支援体制整備事業費補助金 医療的ケア児への支援については、医療保険制度や既存の補助事業による対応を含め、保育所や学校等における医療的ケア児の受入れ体制整備を促進する方策について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)</p>	予算等	令和3年度	<p>医療的ケア児の支援については、医療機関や在宅での治療に係る支援は公的医療保険制度において、保育所等(認定こども園を含む)や学校における支援は各制度の予算事業において対応を行っており、「医療的ケア児への支援における多分野の連携強化WG」における検討を踏まえて、さらなる支援については以下のとおり対応した。 保育所等については、令和3年度政府予算案において、保育所等に看護師を配置するなどの体制整備を行う「医療的ケア児保育支援モデル事業」を一般事業化するとともに、喀痰吸引等研修を受講した保育士の迅速改善を行うなどの充実を図るための経費を計上している。 学校については、令和3年度予算において、引き続き、「教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)」により、医療的ケアに対応する看護師を学校等に配置するための予算を拡充しているほか、「学校における医療的ケア実施体制充実事業」において、中学校区に拠点校を設ける等の小・中学校等において、中学校区に受け入れ体制の在り方を調査研究するための経費を計上している。 なお、保育所等、学校、いずれにおいても、看護師の配置については、訪問看護ステーションに委託をする場合についても補助の対象となっている。 また、医療保険制度については、令和2年度診療報酬改定において、保育所等や学校と訪問看護ステーションとの連携を推進する観点から、訪問看護ステーションからの医療的ケア児に係る情報提供について、算定対象や算定回数等の拡大を行った。</p>		

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例	見解	補足資料		
18	地方に対する規制緩和	教育・文化	小学校専科教員に対する小学校教諭免許状の緩和	中学校教諭普通免許状所持者が小学校教諭二種免許状を取得する場合に、小学校の専科教員の在職年数を含めるなどの軽減措置を講ずること。	【現状】 中学校教諭普通免許状所持者が、教育職員免許法別表第8に定める在職年数と修得単位数により小学校教諭免許状を取得する場合、在職年数については基礎となる免許状の学校種におけるものとされていることから、中学校教諭普通免許状所持者が小学校専科教員として勤務した期間を別表第8第3欄に定める在職年数に算入できない。このため、中学校での3年以上の勤務経験がないものの、小学校において長年にわたり専科教員として活躍してきた者が容易に小学校教諭免許状を取得できない状況にある。	中学校教諭免許状を有した専科教員が小学校免許状を取得することにより、小学校教育及び小中連携教育のより一層の充実につながることを期待される。また、教員の人事配置等において柔軟な対応が取れるようになる。	教育職員免許法第6条及び別表第8	文部科学省	東京都		宮城県、仙台市、福島県、板橋区、川崎市、相模原市、千葉県、東京都、大阪府、高松市、愛媛県、熊本県、宮崎県	○当村の小中学校と中学校は、小中同一校舎で教育活動を行なっている。そこで、中学校英語の免許を保有する教員が小学校教諭の免許を合わせて保有することは、教科における小中連携を推進するうえで有効に機能する。 ○小学校免許を所持していない専科教員は、専門教科以外の指導ができたため、学校現場において柔軟な対応ができていない状況にある。小学校での勤務年数を小学校免許取得時の在職年数に含めることができれば免許を取得する専科教員が増え、その結果、より柔軟で充実した指導ができるようになる。 ○以下の支障事例が生じている ・小学校講師が不足しているため、小学校教諭免許状を持つ人が増えるのは人員配置面で有効である。 ・小・中両方の免許を取得することで小中間での交流や異動等が容易となる。 ・小規模の小中併設校の教員配置が行いやすくなり、学校運営上も有効である。 ○小学校における教科担任制を推進するにあたり、中学校教諭免許状を有した専科教員が小学校免許状を取得することにより、教員の人事配置において柔軟な対応が取れるようになる。 ○令和2年度からの学習指導要領の改訂に伴い、小学校での外国語活動の導入が全面実施されることから当県においても、小学校における専科教員の人数が増加している。今後も、増え続ける見込であり、専科教員に対する免許別表第8の授与要件を緩和することにより、簡便な取得が促進され、また、外国語活動に対する対応以外にも、小中連携教育の更なる強化及び円滑な人員配置が可能となる。 ○当団体では、小中一貫教育を推進しており、多様な交流・柔軟な人事配置を行いたい。そのため、制度改正の必要性があると考えられる。	ご要望いただいた教育職員免許法別表第8の改正については、平成31年4月17日に中央教育審議会に対して諮問を行った「新しい時代の初等中等教育の在り方について」の中の、「新学習指導要領に示された児童生徒の段階に応じた学習内容や指導の在り方を踏まえ、義務教育9年間を学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階に捉え直すことのできる教員免許制度の在り方」においてご審議いただくこととしており、今後検討を進めてまいります。	中央教育審議会が検討していくものとのことであるが、本提案についても、教員免許に関する論点の一つとして位置付けて前向きに議論していただきたい。あわせて、本案に御対応いただけることとなった場合、その内容と今後のスケジュールについて、提示可能となった時点で御提示いただきたい。		
30	地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園施設整備交付金の早期化	認定こども園施設整備交付金及び保育所等施設整備交付金の交付決定及び資金交付を早期化すること。	認定こども園施設整備交付金は文科省、保育所等施設整備交付金は厚労省から保育所等の整備に係る費用の一部を補助するが、国からの資金交付が年度末であるため、当該費用について事業者が立替え払いする必要がある。施設整備等に係る経費は事業者にとって負担が大きく、立替え払いは資金繰りの負担となっている。このことが事業者参入や事業拡大の障壁となり、創設や増築等必要な施設整備が進まない原因となっている。 また、両省は範例を理由に内示後に事業者着手して良いこととしているが、整備事業を年度繰越する際、内示後から文の連絡取りまどめを行う都道府県の立場による年度繰越は財務省が認めていないため、繰越事由に苦慮している。	交付決定や資金交付のスケジュールを早期化することにより、施設整備等が事業者の資金繰りに与える影響を低減することができることと、適正な事務の執行が図られる。	児童福祉法56条の4の3、認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	奈良県		いわき市、豊橋市、高松市、南あわじ市、鳥取県、広島県、佐世保市、大村市、大分県	○認定こども園施設整備交付金において、当県では内示後、交付決定前に事業者の手続きを完了する場合は事業者の承認が必要となっており、年度内に事業を完了させるためにはほとんどの場合事前着手の必要があることから、交付決定に相当の期間を要することが事務負担の増加につながっている。 ○内示後、交付決定前の事業者の手続きが認められているので、事業者手続の不測の事由であれば、それが交付決定前であるから、繰越理由にならないというのとは不合理である。繰越が困難であるため、事業規模によっては、工期において事業者が多大な負担を強いることになっている。交付決定の早期化(内示日と同日とする等の運用も含む)が必要であるとともに、内示についても、遅滞なく年度当初に示されることを求める。 ○同様の支障及び市民サービスに直結しない非生産的な事務が発生していることから、早急な改善を求める。 ○両交付金について申請から内示までの期間が長く、また内示後の事業者手続が認められないため、結果的に工期が短くなり、年度内の工事完了が難しくなっている。 ○文科省の交付決定時期が遅いことから、計画的な施設整備に支障をきたしている。 ○当市では、基本的に国等の交付決定を受けた後に、事業者に対し、市の交付決定をおこなうこととしている。現状の国の要綱発出スケジュールでは、年度末に要綱が発出されることが多いため、交付決定前に事業が完了するという不具合が生じることがある。そのため、そのような場合には事業ごとに財政局と調整のうえ、例外的に交付決定を市独自で行っているが、その調整に多大な時間を要していることから、早期に要綱の策定に取り組みたい。 ○当県においても、1施設の整備に2箇所の協議・申請が必要となり、事業者及び自治体とも煩雑な事務処理が発生している。	現行、認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金においては、次年度の内示スケジュールを前年度中に示し、かつ、複数回の内示を行い、各市区町村における整備計画に合わせた対応が可能となるよう取り組んでいるところである。また、交付決定についても内示日から交付決定までを迅速に行えるよう取り組んでいるところである。 資金交付については、認定こども園施設整備交付金においては年度途中に概算払いを行っているところであり、保育所等交付金においては年度途中に国庫の支払を希望する事業の確認を行い、希望があった際にはその都度支払手続を行っているところである。	「年度途中に国庫の支払を希望する事業の確認を行い、希望があった際にはその都度支払手続を行っている」とのことだが、実際の手続きにおいては、年度途中の概算払いについて応じてもらえないケースもあり、制度の活用状況について確認のうえ、検討をお願いしたい。		
38	地方に対する規制緩和	その他	語学指導等を行う外国青年招致事業	JETプログラムの導入について、総務省等関係省庁及びクレーアが十分に連携を図り、地方公共団体の意見も踏まえたうえで、事業の概要や通知スケジュール等を定めた要綱等を作成し、通知すること。	JETプログラムの導入にあたっては、連絡事項等について、関係省庁とクレーアから関連した文書が異なる時期に届くなど、制度の全体像がわかりづらいほか、管内市町村への連絡取りまどめを行う都道府県の立場として、事務が進めづらい状況におかれている。 具体的には、平成30年度は、JETプログラムの新規設置要綱調査(①)について、クレーアからJETプログラムの概略資料等がないままに照会が届け、その9日後、関係省庁(総務省、外務省、文科省)からJETプログラムの概略や活用を促す通知(②)が届いている。県では、①の到着後速やかに管内市町村等へ照会していたため、②が届く前に「JETプログラムを活用しない」と回答している団体もあり、連絡調整に苦慮し、制度活用の妨げとなっている。	関係省庁とクレーアが連携を強化し、事業の概要やスケジュール等が明示された事業要綱が定められることで、国としての政策的な意図を、的確な時期に県や市町村へ正しく伝えることができる。これにより、活用を検討する団体の増加が期待できる。	①平成30年8月20日付け自国、第350号「平成31年度第33期「語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)」に係る中国・韓国・ブラジル・ペルー(CIR+ALT)の配置要望調査について(照会)」(一般財団法人自治体国際化協会JETプログラム事業部長) ②平成30年8月20日付け事務連絡「JETプログラムの一層の活用について(通知)」(総務省自治行政局国際室長、外務省大臣官房人物交流室長、文部科学省初等中等教育局国際教育課長)	総務省、外務省、文部科学省	秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、仙北市、小坂町、羽後町、東成瀬村	大阪府、宮崎県	○平成31年度JETプログラム人員割金費の引き上げについて、交付税額の引き上げに関する総務省の通知がないままに、CLAIRから交付税額の引き上げを前提とした会費引き上げの第一報がメール本文であり、混乱が生じた。	JETプログラムの事業概要及びその活用については、1月及び4月に総務省にて開催される全国都道府県財政課長等会議や5月に都道府県の各JETプログラム担当者が出席するJETプログラム担当者会議、5月～6月にかけて全6ブロックで開催している地域国際化連絡会議などの場を活用して、地方自治体に周知しています。 ご提案の趣旨や支障事例も踏まえ、引き続き(一財)自治体国際化協会と連携してJETプログラムの活用促進に努めてまいります。	関係三省と(一財)自治体国際化協会との連携について、具体的な回答をいただきたい。 現在、事業の全体像が示されないまま、関係機関から順次前後して五月雨式に通知や事務連絡が発出されているため、現場で混乱しているものである。 このため、JETプログラム導入に向けたスケジュールを関係機関が連携して定め、地方自治体に提示していただきたい。できれば、関係三省からの通知と(一財)自治体国際化協会からの通知を同時に発出していただく等、各自自治体で事務が進めやすくなるようお願いしたい。 このような改善ができないとすればその理由は何かについて、回答をお願いしたい。			

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和5年の地方からの提案等に際する対応方針 (令和5年12月20日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を ＜当該対応方針決定年＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	できるだけ早期の提案実現に向け、積極的な方向で検討を進めていただきたい。	中学校教諭免許状所有者が小学校教諭免許状を取得する際に必要な在職年数については、中学校における教員としての在職年数と同様に、小学校専科教員としての在職年数も算入する方向で検討し、2020年度中を自途に中央教育審議会にて結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講じてまいりたい。	＜令元＞ 5【文部科学省】 (5)教育職員免許法(昭24法147) (v)中学校教諭免許状所有者が小学校教諭免許状を取得する際に必要な在職年数については、中学校における教員としての在職年数と同様に、小学校における教員としての在職年数も算入する方向で検討し、中央教育審議会での議論も踏まえ、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ＜令3＞ 5【文部科学省】 (7)教育職員免許法(昭24法147) (i)中学校教諭免許状所有者が小学校教諭免許状を取得する際に必要な在職年数(別表6)については、小学校における専科教員としての在職年数を算定することとする。	法律	令和3年度以降	これまでの措置(検討)状況 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協同的な学びの実現～(答申)(令和3年1月26日答申)において、中学校教諭の免許状を保有する者が小学校教諭の免許状を取得しやすくなるよう、小学校で専科教員として勤務した場合の経歴年数を算定できるように要件を弾力化する必要があると示された。 第200回国会に、別表第8による隣接学校種の免許状取得の際の経歴年数の算定の弾力化を含む「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律(令和4年法律第40号)」を提出し、令和4年5月に成立。 同法は一部の規定を除き令和4年7月1日より施行され、中学校教諭免許状所有者が小学校専科教員として勤務した学数についても、小学校教諭免許状を得る際に必要な在職年数として算入することが可能となった。 なお、上記の内容については施行通知を発生済。(令和4年6月21日付4文科教第444号文部科学省事務次官通知)	
		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		次年度の内示スケジュールを予め前年度中に示すとともに、各市区町村が策定する整備計画に的確な対応が出来るよう、年間複数回の内示を行っているところである。 交付決定及び資金交付については、これまでも早期化の取り組んできたところであるが、より一層の改善が図られるよう、地方自治体の意見も踏まえつつ検討をしてまいりたい。	＜令元＞ 5【文部科学省】 (11)認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金 認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の交付手続等については、事業の一層の早期着手を推進する観点から、地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省) ＜令2＞ 5【文部科学省】 (14)認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金 (14)認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の交付手続等については、地方公共団体の円滑な事業の執行に資するよう、毎年度可能な限り早期に行う。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)	事務連絡	令和2年度認定こども園施設整備交付金の事業募集(予定)等については、「令和2年1月14日付け文部科学省初等中等教育局幼児教育課振興係事務連絡」により、「令和2年度予算案における保育所等整備交付金の協議募集(予定)等について」(令和2年1月20日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課係事務連絡)により、令和元年度の保育所等整備交付金の内示予定を、平成30年4月、6月、8月、10月、12月の各月上旬と示しているところであり、以下のとおり内示については概ね予定どおりに行われているものと認識している。 ＜令和元年度内示日(実績)＞ ・4月内示分:4月1日 ・6月内示分:6月10日 ・8月内示分:8月9日 ・10月内示分:10月11日 ・12月内示分:12月10日		
		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		今年度は、御意見を踏まえ、関係省庁及び(一財)自治体国際化協会と連携し、JETプログラムの活用促進に係る通知文書(JETプログラムの一層の活用について(通知)(令和元年8月19日付事務連絡))を(一財)自治体国際化協会が実施するJETプログラムの配置要望調査と同日に発出することとしたところ。また、本年1月～6月に開催された各種会議では、活用促進に係る資料を配付するとともに積極的な活用のお問い合わせをいただいたところであるが、今後、地方自治体における検討時間の確保に資するため、配置スケジュール等についてもお示しすることとしたい。	5【文部科学省】 (13)語学指導等を行う外国青年招致事業 語学指導等を行う外国青年招致事業については、地方公共団体における事業の積極的な活用を図るため、事業の活用促進に係る通知を可能な限り早期に行うとともに、各種照会のスケジュールを地方公共団体に事前に周知する。 (関係府省:総務省及び外務省)	通知	令和2年9月16日	関係省庁及び(一財)自治体国際化協会と連携し、JETプログラムの活用促進に係る通知文書(JETプログラムの一層の活用について(通知)(令和2年9月16日付事務連絡))を(一財)自治体国際化協会が実施するJETプログラムの配置要望調査と同日に発出したところ。 次年度以降も地方公共団体に対する語学指導等を行う外国青年招致事業の活用促進に係る通知を可能な限り早期に行うとともに、配置要望の調査のスケジュール等を地方公共団体に事前に周知する。	

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に際する対応方針 (令和元年12月22日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を ＜当該対応方針改定年＞として併記		対応方針の措置(検討)状況		
見解	補足資料				措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		今年度は、御意見を踏まえ、関係省庁及び(一財)自治体国際化協会と連携し、JETプログラムの活用促進に係る通知文書(JETプログラムの一層の活用について(通知)(令和元年8月19日付事務連絡))を(一財)自治体国際化協会が実施するJETプログラムの配置要望調査と同日に発出することとしたところ。また、本年1月～6月に開催された各種会議では、活用促進に係る資料を配付するとともに積極的な活用の検討をお願いしたところであるが、今後、地方自治体における検討時間の確保に資するため、配置スケジュール等についてもお示しすることとしたところ。なお、JETプログラムの配置要望調査については、その年度における7～8月来日のJETプログラム参加者の配置状況や参加者の来年度の再任用の状況を確認し、一定の照会期間を設けて実施しているものであり、現状においては、照会の早期発出は想定していない。	5【文部科学省】 (1) 語学指導等を行う外国青年招致事業 語学指導等を行う外国青年招致事業については、地方公共団体における事業の積極的な活用を図るため、事業の活用促進に係る通知を可能な限り早期に行うとともに、各種照会のスケジュールを地方公共団体に事前に周知する。 (関係府省：総務省及び外務省)	通知	令和2年9月16日	関係省庁及び(一財)自治体国際化協会と連携し、JETプログラムの活用促進に係る通知文書(JETプログラムの一層の活用について(通知)(令和2年9月16日付事務連絡))を(一財)自治体国際化協会が実施するJETプログラムの配置要望調査と同日に発出したところ。 次年度以降も地方公共団体に対する語学指導等を行う外国青年招致事業の活用促進に係る通知を可能な限り早期に行うとともに、配置要望の調査のスケジュール等を地方公共団体に事前に周知する。	
【横浜市の見解】 医療的ケア児者の保育所等の利用にあたっては、保護者の付き添いが必要であったり、保護者の全額自己負担による訪問看護の利用などがあつたりすることから、保護者の負担が大きい。検討を進め、議論を深めていくことだが、喫緊の課題として早急な対応が必要であると考えている。 【横浜市(別紙あり)】 訪問看護の訪問時間が90分以内であるから、対応できないとは言えない。訪問看護を複数組み合わせること、学校生活を支えることも可能。 教員資格のない看護師は医療的ケアしできないため、他児童生徒、クラス運営、看護師自身の手持ち無沙汰な状況等様々な影響がでる。影響を無くすには、必要なときのみ訪問看護を活用するのが妥当。 また、市町村で看護師を1名雇用の場合、労働基準法に定められた休憩を取ることが困難で、別途1名、休憩をとるために雇う必要がある。1時間のケアだけのために、専門性が高い看護職を雇う人材確保は実質困難で、実際、1名の看護師が休憩なく働かざるを得ない。これが、現在の市町村での医療的ケアでの課題。 そもそも人工呼吸器の管理及び吸引は専門性が高く、看護師全員ができるような行為でない。このことを踏まえ、該当児童生徒はほぼ全員が、医師の指示のもと、就学前はどこかの訪問看護を利用しているため、技術が確立され安全性が高く、保護者との信頼関係もある訪問看護の活用が、学校現場での安全策。 現状、訪問看護は医療保険適応が居宅利用のみであるため、市町村が全額自費負担で訪問看護と契約を実施。教育支援体制整備事業費補助金では3分の1の補助しかなく、市町村の財政負担は大きい。 障害者差別解消法により、保護者の付き添いなしに医療的ケア児が学校生活を実施できる権利を保障しなければならないことも踏まえ、日常生活の場の一部に学校があるため、日常生活に医療的ケアが必要であると主治医が認め指示書がでる場合、学校・幼稚園等、訪問場所を問わず訪問看護を医療保険適応することが障害者の権利を維持するためにも必要。	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○「医療的ケア児保育支援モデル事業」等の現行施策の枠組みでは保育所や学校等での医療的ケア児の受入れ体制を十分に整備できない旨が提案団体から示されていることを踏まえ、保護者のニーズや地域の事情に合わせた受入れ体制を整備するため、保育所や学校等への訪問看護を公的医療保険制度の給付対象とすべきではないか。 ○1次ヒアリングでは、提案を実現しようとする訪問看護に関する公的医療保険制度の給付の範囲が際限なく拡大するのではないかと、大きな財政負担を伴うものであり保険者等の理解を得られないのではないかといった懸念が示されたところであるが、かかる懸念をどうすれば解消できるかについても検討すべきではないか。	医療的ケア児の支援については、医療機関や在宅での治療に係る支援は公的医療保険制度において、保育所(認定こども園を含む)や学校における支援は各制度の予算事業において対応を行っている。 保育所や学校においては「医療的ケア児保育支援モデル事業」や「教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)」によって、看護師の配置に対する補助を行っており、保育所や学校における医療的ケアのための看護師の派遣を訪問看護ステーションに委託する場合であっても、同じように補助の対象としているところである。これらの事業により、看護師の常時配置が必要な場合や、訪問看護ステーションの看護師による短時間の対応が適切な場合等、児の医療的ニーズに合わせた柔軟な対応が可能であり、各自治体の状況に応じて活用したいと考えている。 さらに、福祉分野においては、地方自治体の体制整備を行い、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ることを目的とした「医療的ケア児等総合支援事業」による補助もしている。平成30年度の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、市町村における障害児福祉計画の策定が義務付けられたところであり、各自治体における医療的ケア児の受入れが促進されるよう、当該事業を活用した総合的な支援が可能となっている。 すでにこれらの事業による補助を行い、医療保険の給付対象とは重複のないよう制度設計を行っていることから、仮にご提案どおり保育所や学校への訪問看護を医療保険の給付対象とするには、保育所や学校において医療的ケアを受けるに当たって、 ・既存の事業では支払いの必要がなかった利用者及び保険者からの理解を得ること ・既存の事業の廃止を含めた整理を行うこと ・現行の医療保険給付の対象となる訪問看護と、保育所や学校における訪問看護との性質の違いを加味した上で全国統一的な報酬体系の検討といった課題が考えられる。 また、今回のご提案の背景には、現行の事業の活用上の課題があるものと考えられる。このため、医療保険制度で対応することも含め、関係者の意見も伺いながら、令和2年度中を目途に「医療的ケア児への支援における多分野の連携強化WG」において課題を整理した上で、対応を検討してまいりたい。 なお、共同提案自治体より医療的ケア児の支援に対する自治体の負担軽減に関する言及があったが、医療保険制度は保険料と公費と利用者負担から成り立っており、たとえ自治体が利用者分を負担したとしても、自治体の負担を保険料に転嫁することになるということと念頭に置く必要がある。また、学校に医療的ケアのための看護師を配置する際の自治体分の経費については地方財政措置が講じられているところであり、さらに、これまで巡回のみとしていた幼稚園に対しても医療的ケアのための看護師が配置できるよう令和2年度概算要求を行ったところである。	5【文部科学省】 (1)健康保険法(大11法70)、児童福祉法(昭22法164)及び教育支援体制整備事業費補助金 医療的ケア児への支援については、医療保険制度や既存の補助事業による対応を含め、保育所や学校等における医療的ケア児の受入れ体制整備を促進する方策について検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：内閣府及び厚生労働省)	予算等	令和3年度	医療的ケア児の支援については、医療機関や在宅での治療に係る支援は公的医療保険制度において、保育所等(認定こども園を含む)や学校における支援は各制度の予算事業において対応を行っており、「医療的ケア児への支援における多分野の連携強化WG」における検討を踏まえて、さらなる支援について以下のとおり対応した。 保育所等については、令和3年度政府予算案において、保育所等に看護師を配置するなどの体制整備を行う「医療的ケア児保育支援モデル事業」を一般事業化するとともに、喀痰吸引等研修を受講した保育士の処遇改善を行うなどの充実を図るための経費を計上している。 学校については、令和3年度予算において、引き続き、「教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)」により、医療的ケアに対応する「学校における医療的ケア実施体制充実事業」において、中学校区に拠点校を設ける等の小中学校等において医療的ケア児を受け入れる体制の在り方を調査研究するための経費を計上している。 なお、保育所等、学校、いずれにおいても、看護師の配置については、訪問看護ステーションに委託をする場合についても補助の対象となっている。 また、医療保険制度については、令和2年度診療報酬改定において、保育所等や学校と訪問看護ステーションとの連携を推進する観点から、訪問看護ステーションからの医療的ケア児に係る情報提供について、算定対象や算定回数等の拡大を行った。		
		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。		提案団体の見解を踏まえ、本件の周知について検討しているところ。	5【文部科学省】 (7)学校給食法(昭29法160) (1)学校給食における前日調理については、学校給食衛生管理基準(9条1項)において、食中毒予防の観点から原則として行わないこととしているが、当該基準は、学校設置者の責任において安全性を確保した上で前日調理を実施することを一律に排除しているものではないことを明確化するため、都道府県教育委員会等に通知する。 【措置派が(令和元年12月9日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)】	事務連絡	令和元年12月9日	学校給食衛生管理基準に照らした適切な衛生管理について(令和元年12月9日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管(関係府省)	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
61	地方	医療・福祉	医療・福祉 幼保連携型認定こども園に係る制度及び施設整備	幼保連携型認定こども園に係る制度及び施設整備の所管の内閣府への一元化を求める。	制度の所管は内閣府だが、施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申請する必要があり、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。特に保育室やトイレなどの共用部分については、便宜上、定員等による投分計算を行っており、煩雑な事務処理が発生している。(申請窓口の一元化等事務手続きの簡素化を求めるもの)	制度の所管は内閣府だが、施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申請する必要があり、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。特に保育室やトイレなどの共用部分については、便宜上、定員等による投分計算を行っており、煩雑な事務処理が発生している。(申請窓口の一元化等事務手続きの簡素化を求めるもの)	児童福祉法56条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定子ども園施設整備交付金交付要綱ほか	内閣府、文科科学省、厚生労働省	広島市	旭川市、秋田県、福島県、いわき市、須賀川市、新潟県、愛知県、豊橋市、豊田市、京都市、大阪府、大阪府、高槻市、茨城県、和歌山県、兵庫県、西宮市、南あわじ市、鳥取県、徳島市、愛媛県、高知県、佐世保市、大村市、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、鹿児島県、鹿児島県、九州地方知事会	<p>○施設整備にかかる事務手続きや補助金の算定方法が、保育所相当部分と幼稚園相当部分でそれぞれ分かれていることにより、補助計算や集積などの事務が複雑になっている。</p> <p>○協議書の提出は(厚労省と文科省)に分けて提出するが、様式は同じものである。そのため、一方の省から修正依頼があると、修正後の様式をもう片方の省にも送付する必要があり事務が複雑になる。窓口を一本化することにより事務の効率化が期待される。</p> <p>○左記団体と同様に窓口の一本化による事務の簡素化をお願いしたい。所管省庁が異なるためにそれぞれほぼ同じ書類を提出することになるが、2か所へ書類を出さなければいけないこと、添付する書類についても量が高いため、一本化での事務の簡素化をお願いしたい。</p> <p>○施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申請する必要があり、また、協議のスケジュールが違いため事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。また、平成30年度において幼稚園部分の申請時期が2回しかなかったため、1事業所は保育所部分の補助金だけで工事を行った。</p> <p>○認定こども園の新増改築に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、複雑な投分式で教育部分と保育部分を算出し、かつ申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるため、事業者、市町村、県によって事務負担が大変。</p> <p>○当市で現在予定している同補助金を活用した施設整備においても、それぞれの省で補助金の要綱要領の内容が若干異なること等、制度が複雑化することによる事務負担の増加が課題となっている。</p> <p>○制度の所管は内閣府だが、施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申請する必要があり、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。特に保育室やトイレなどの共用部分については、便宜上、定員等による投分計算を行っており、煩雑な事務処理が発生している。特に保育室やトイレなどの共用部分については、便宜上、定員等による投分計算を行っており、煩雑な事務処理が発生している。</p> <p>○近年、一定の改善がなされているものの、提案団体の主体とあり、依然として事業者が繁雑であるとともに、平成29年度の当市における認定こども園創設事業において、認定こども園施設整備交付金のみが一方的に予定額の90%に圧縮されるなど、厚生労働省と文科科学省で統一した対応がなされておらず、財政的にも不安感・不信感が生じている。</p> <p>○幼保連携型認定こども園の施設整備について、厚労省と文科省に所管が分かれていることにより、協議、申請等の手続きはもとより、問合せ、確認等も両省に行わなければならない。書類作成も両省分で大変なものとなり、事業費・補助金額の計算における両省分の投分計算も大変な事務負担となっている。また、厚労省分は直接補助(積算払い)、文科省分は間接補助(積算払い)と補助金交付の手順も異なり、予算・決算においても異なる混乱を生んでいる。両省の内示日に差があり、片方が遅れたため事業着手が出来ず、急ぎ2か年事業に変更せざるを得なかったという事例も発生している。事業者への損害回避及び自治体の過度な事務負担解消のため、一刻も早い所管の一元化を強く求める。</p> <p>○幼稚園部分(文科科学省)と保育所部分(厚生労働省)で、加算、補助率、かさ上げの有無、対象メニュー等、異なる部分があるため、対象事業費や交付申請額を算出する際の計算や事業者・市町村の作業などが煩雑となっている。内閣府への窓口の一本化を求め、幼稚園・保育所・認定こども園の全てで項目を揃えて、面積や利用者投分が簡易に算出できるように改善が必要である。</p> <p>○制度の所管省庁が複数に跨っていることにより、類型により認可、認定基準や、法的な付けが異なっていることにより、事業者及び行政ともに事務作業が複雑化している。また、特に幼稚園型認定こども園について、認可形態としては幼稚園となり、施設監査の法的な位置付けが非常に不明確となっており、他の類型の認定こども園と比較して監査権限に基づく自治体の関与が不十分と懸念状況が発生している。施設整備補助金についても、一の施設整備において複数省庁からの交付を受ける必要があり、幼稚園部分と保育所部分で事業費の投分等を行わなければならない、事務負担が増大しているとともに、交付額の算定額り等が生じる原因となっている。</p> <p>○同様の支障及び市民サービスに直結しない非生産的な事務が発生していることから、早急な改善を求める。</p> <p>○幼稚園から認定こども園への移行の場合、複数の建物がある場合において一部を大規模修繕、残りの建物を代替えをする場合、認定こども園整備交付金(文科科学省)においては、改築及び大規模修繕となり、両方の補助金を加算して基準額とするところがあるが、保育所等整備交付金(厚生労働省)においては、創設の補助金のみとなり、補助金の積算が複雑になっている。また、事前協議においても、認定こども園施設整備交付金は協議書2通、保育所等整備交付金は1通書ということになり、事務が煩雑になっている。そのため、補助金の所管を一本化することにより、協議書を何通も書くことが無いようになる。一部改築等における認定こども園施設整備交付金と保育所等整備交付金の投分方法について、両交付金の交付要綱では①定員の全てが工事にからない場合には、「基準額×工事に係る定員/整備後の総定員」で算出するが、②定員数が算定できない(調理室、遊戯室などの共通して利用する場所)においては、「基準額×総定員×整備する面積/整備後の総面積」と記載されており、計算が複雑になっていること、また①と②のどちらに該当するかが不明確で事業者への補助額が不明確なこと、問題となっている。要綱の基本的事項(補助内容)についての記載事項の不足が多量で、協議書を提出しない補助内容さえも分からない記載事項の不足感が否めない。</p> <p>○同一施設の整備であるにも関わらず、厚生労働省と文科科学省の担当者で見解が相違することがあり、その調整に手間がかかる。平成30年度実施事業で、協議申請した工事がどの整備区分に該当するかについて、当初、両省の担当者で見解が異なったことから、両省との調整に時間を要し、協議を1回遅らせた事例がある。その事業については、協議が遅れたことから工事の着工が遅れとなり、結果として認定こども園への移行を1年間遅らせることとなった。</p> <p>○厚生労働省と文科省に分けて申請するために認定こども園整備費の事業費を面積投分しているが、竣工時の建築確認検査等において当初の建築面積が変更になる場合があり、面積投分にも影響が出るケースがある。事業費及び補助額にも影響があるため、変更申請の処理等が必要になり、補助を受ける認定こども園の設置者及び市において事務処理が煩雑になっている。また、厚生労働省と文科省それぞれで、内示時期や補助対象外の考え方も異なるため、市及び事業者にとっても煩雑な事務処理が発生している。</p> <p>○当市においても、H29・30年度に幼稚園を認定こども園に整備する事業を実施したが、提案市と同様、交付金申請時等において、2か所への協議の時間や煩雑な投分作業等を経験し、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じた。</p> <p>○当県でも申請事務が複雑であること、照会する内容によって窓口が異なっていること等統一した見解を求められないことなど支障をきたしている。</p> <p>○平成30年度において、両交付金を活用して整備した施設のうち約半数が認定こども園であるところ、同一の内容を厚生労働省と文科科学省に協議・申請している施設は当県でも多数ある。さらに、内示(内定)後の交付申請や支払請求の時期が同一でないことも、自治体等の事務を複雑にしている。</p> <p>○認定こども園の新増改築に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、教育部分と保育部分で申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があり、事務負担が大変。また、内示後の工事着手となっているが、内示時期が異なることがあり、工期に影響が出ることもある。(平成29年度10月協議分の内示 文科省平成30年2月2日、厚生労働省平成29年12月8日)また、実際に平成29年度10月協議分では、内示時期に2ヶ月ほどのスレがあったことから、当初予定していた年度内に工事完了が難しく、工事を次年度に遅らせたという事例があった。</p> <p>○当市においても煩雑な事務に苦慮しており、事務負担軽減のために手続きの簡素化の必要性を感じている。</p> <p>○保育所等整備交付金を活用しているが、共用部分の投分計算が必要となっているため、事務が煩雑となっている。</p> <p>○一施設の整備内容であるにもかかわらず、厚生労働省部分と文科科学省部分に分かれていることで、別々に申請を行う必要が生じており、また、投分計算については交付金の重複請求を招く懸念もあるなど、事業者、都道府県、市町村において事務処理が煩雑となっている。</p> <p>○厚生労働省と文科科学省それぞれの補助制度があるため事務執行が負担となっている。</p> <p>○申請後の交付決定にあたり、各省の予算確保の状況等により大幅な時期のずれが生じ、一方の交付金が交付決定されているのに他方が決定しない状況で、なかなか事業に着手できず、工事の完了が遅れ、結果的に開園が年度始まりに間に合わなかった事例があった。(待機児童解消の施策に影響が生じた)</p> <p>○当県においても、施設の整備に2箇所の協議・申請が必要となり、事業者及び自治体とも煩雑な事務処理が発生している。</p> <p>○幼保連携型認定こども園の施設整備において、共有部分である倉庫の投分について、煩雑な事務処理が発生している。また、時期や時間帯によって使う認定区分が違いため、適切な判断が難しい。</p>	認定こども園に係る施設整備の事務手続きにおいては、 ・事業募集の内示時期の統一化・事前周知の徹底 ・協議様式の統一化 ・補助対象経費における、幼保の投分方法の明示化等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。 今後も更なる事務負担の軽減に向けて関係府省と連携を図っていく。	これまで行われてきた協議様式や募集・内示時期の統一化によって、幼保連携型認定こども園への移行が進み、広く認知が図られてきたところであるが、幼保連携型認定こども園への移行を一層促進していくためには、煩雑な投分計算や同一の内容の二省での協議・申請を必要とする現状を解消し、完全な一元化を早急に取り組むことが必要であり、国、自治体、事業者のいずれにとってもメリットが実感できるように、早急に対応していただきたい。	—	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に際する対応方針 (令和元年12月29日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【大阪府】</p> <p>回答いただいている対応では、支障事例(西省へ提出することによる事務の煩雑さや過大な事務負担、申請内容に対する両省の見解の相違、補助対象範囲の別、など)に対する解決や、当該支障事例を踏まえた申請窓口の一元化という提案に対する回答としては、不十分と考える。</p> <p>申請窓口一元化による事務負担の軽減に向け、早急なご対応をお願いしたい。</p> <p>【西宮市】</p> <p>左記により事務負担の軽減が図られているところであるが、窓口の一本化により更なる事務負担の軽減を望む。</p> <p>【鹿児島市】</p> <p>補助協議様式については統一されたが、それ以外の補助金申請書や実績報告書については同一の内容で2か所に提出する必要があり、また、煩雑な補助対象経費の按分計算が必要であるなど、事務負担の軽減が図られていない。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>認定子ども園の施設整備に係る交付金については、待機児童対策や子育て支援の量的拡充の実現のため必要不可欠である。その交付金の制度において、同一施設の申請等の手続きが複数の所管となっていることで複雑化及び煩雑化している現状があることから、事務負担の軽減に向け、施設整備交付金の一本化などを進めること。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>認定子ども園に係る施設整備の事務手続においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底 ・協議様式の統一化 ・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。 <p>今後更なる事務負担の軽減に向けて、引き続き関係府省と連携のうえ検討してまいりたい。</p>	<p>5【文部科学省】</p> <p>(3)児童福祉法(昭22法164)及び認定子ども園施設整備交付金(保育所等整備交付金及び認定子ども園施設整備交付金)については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定子ども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(関係府省:内閣府及び厚生労働省)</p>	<p>交付要綱改正</p>	<p>「保育所等整備交付金の交付について」(令和2年6月5日付け厚生労働省発0605第4号)</p> <p>「認定子ども園施設整備交付金交付要綱等の一部改正について(通知)」(令和2年4月8日付け2文科初第29号)</p>	<p>保育所等整備交付金及び認定子ども園施設整備交付金の交付申請に係る様式の記載事項について簡素化及び共通化を図ることとし、保育所等整備交付金及び認定子ども園施設整備交付金の申請様式について、令和2年4月8日付け認定子ども園施設整備交付金交付要綱の一部申請様式を保育所等整備交付金のもので統一した。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
92	地方 に対する 規制緩和	教育・文 化	宗教法人の境内地及び境内建物に登記簿上の非課税要件を明確化する。	登録免許税を非課税とするべき境内地、境内建物に登記簿上の非課税要件を明確化する。具体的な事例集を作成するなど、非課税とすべき範囲を明確にする。	宗教法人が専ら自己又はその被包括宗教法人の宗教の用に供する境内地、境内建物については、所有権取得登記に伴う登録免許税は非課税とされており、「専ら…宗教の用に供する」か否かについては、宗教法人からの申請を受けて、都道府県知事が証明することとなっている。しかし、従来は別の用途に充てられていた土地を宗教法人が新たに買増す場合に、どの程度の利用形態を予定していれば足りるかなど、非課税要件を満たすか否かの判断は困難な場合が多い。このことについて国税庁からは詳細な判断基準や事例集などは示されておらず、都道府県は手探りで判断せざるを得ない状況にある。このため、国税であるところの登録免許税の課税について、都道府県によって判断が分かれかねない他、効率的に事務を進める事が困難である。	宗教法人からの申請や相談により迅速かつ明確に回答することができるようになる。それによって、不動産取引等の法的地位の早期安定にも寄与できる。	登録免許税法4条2項、同別表3・12の項(第3項)号、登録免許税法施行規則4条1号、昭和54年4月5日国税庁資産税課長回答	財務省、文部科学省	愛知県		石川県、福岡県、大分県	○非課税証明については、過去の事例や他県の状況などを参考にしている。基準や事例集が示されれば効率的に事務を行うことができると思われる。(※参考…平成30年度の件数、15件) ○当該においても「専ら…宗教の用に供する」か否かについて判断がたく、非課税要件を満たすか否かの判断が困難な場合がある。具体的には、申請地(1筆)が非常に広大で当該土地に境内建物が建っているがその他森林が広がっている場合、境内建物の占める範囲がどの程度であれば良いか、申請建物が納骨堂の場合、経営許可が出る前の段階で証明してよいか。(いつの段階で証明してよいか)などが挙げられる。この他様々な事例があることから、より迅速な対応が実現するため、具体的な事例集を作成し、宗教法人及び事務担当者に周知いたたくことが望まれる。	御提案の内容を踏まえ、関係省庁と連携の上、今後の対応の方向性を検討してまいりたい。	非課税の範囲の詳細な基準、非課税の要件の具体的な事例集があることにより、非課税とすべき範囲が明確化され、効率的な事務処理が可能となることから、ぜひ、早急な対応をお願いしたい。	—
93	地方 に対する 規制緩和	教育・文 化	文部科学大臣が指定する看護学校看護師等校等の指定申請書及び変更承認申請書等の都道府県經由事務の廃止	看護学部等の大学の学部の新規指定申請や変更承認申請等については、各大学が直接、文部科学省に申請しているが、看護学部等の場合は、都道府県を經由して申請することとなっている。看護学部等の場合も、実質的な審査やそれに基づく申請書及び変更承認申請書等の都道府県經由事務の廃止、国に直接申請することとする。	大学の学部の新規指定申請や変更承認申請等については、各大学が直接、文部科学省に申請しているが、看護学部等の場合は、都道府県を經由して申請することとなっている。看護学部等の場合も、実質的な審査やそれに基づく申請書及び変更承認申請書等の都道府県經由事務の廃止、国に直接申請することとする。	都道府県の經由事務を廃止し、文部科学省に直接申請することにより、申請事務が効率化し、申請者の利便が向上する。	保健師助産師看護師法施行令第12条、13条、17条、診療放射線技師法施行令第8条、9条、13条、臨床検査技師等に関する法律施行令第11条、12条、16条、理学療法士及び作業療法士法施行令第10条、11条、15条、視能訓練士法施行令第11条、12条、16条、歯科衛生士法施行令第3条、4条、8条の2、歯科技工士法施行令第10条、11条、16条、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第2条、3条、7条、柔道整復師法施行令第3条、4条、8条	文部科学省、厚生労働省	愛知県		宮城県、川崎市、山口県、大分県	○当該でも同様の状況がみられ、申請者からすると県經由による手続きに時間がかかっている。書類内容の指導等は国と大県等が直接行っているため、補正があった場合の書類は保管されないことから県を經由する必要性は低いと感じる。	学校に係る申請については、指定者からみれば、国に直接申請を行うよりも、身近な都道府県に申請を行う方が便利であり、また申請に当たって、地域の医療従事者の確保の状況等地域の医療提供を踏まえた適切な助言等を期待できるという利点もあるものと考えられるため、都道府県に対して經由規定を設けている。このため、引き続き都道府県知事を經由して行うこととした。	愛知県への申請等については、指定者から郵送されるため、身近な都道府県の方が便利であるとは、一概に言えないと思われる。また、指定者において、異用の副本を作成する事務も発生している。地域の医療提供状況については、これまで助言をしたことはない。今後、申請等に当たり、都道府県の医療提供状況の確認が必要であると判断される場合は、その旨を、都道府県等への申請があれば貴省に提供する。なお、その場合でも、申請等は指定者から文部科学省に直接申請で、必要な医療提供状況のみ、都道府県等から文部科学省へ、提供することとして頂きたい。	—
99	地方 に対する 規制緩和	教育・文 化	保健師助産師看護師等の指定学校養成所を設置する公私立大学が行う文部科学大臣への各種申請・届出における都道府県經由事務の廃止	保健師助産師看護師等の指定学校養成所を設置する公私立大学が行う文部科学大臣への各種申請・届出における都道府県經由事務の廃止。申請・届出における都道府県經由事務の廃止	一般の大学の学部に係る各種申請・届出は、都道府県を經由しないにもかかわらず、保健師、看護師、助産師等の指定学校養成所のうち、設置者が公私立大学(国立を除く)である場合は、所在地の都道府県を經由して文部科学大臣に各種申請・届出をすることとなっている。しかし、書類内容の実質的な指導は国が大学と直接行っており、県經由後の補正や許可後の最終書類は国から県に提供されることはなく、經由事務は形骸化している。なお、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士及び言語聴覚士に関する事務は都道府県の經由が不要となっている。	都道府県の經由事務処理負担の削減となる。大学が便宜上提出している都道府県分の副本の提出が不要となる。大学から文部科学省への文書送達日数が削減され、大学及び文科省の事務処理に余裕が生まれる。	保健師助産師看護師法施行令第12条、放射線技師法施行令第8条、臨床検査技師等に関する法律施行令第11条、理学療法士及び作業療法士法施行令第10条、視能訓練士法施行令第3条、歯科技工士法施行令第10条、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令第2条、柔道整復師法施行令第3条等	文部科学省、厚生労働省	岡山県、兵庫県、中国地方知事会	兵庫県・中国地方知事会	宮城県、福島県、川崎市、長野県、大分県	○当該でも同様の状況がみられ、申請者からすると県經由による手続きに時間がかかっている。書類内容の指導等は国と大県等が直接行っているため、補正があった場合の書類は保管されないことから県を經由する必要性は低いと感じる。○大学への指導権限等がないにもかかわらず、申請書類についての問合せへの対応等、当該でも事務負担が生じている。指導権限のある国と申請者が直接やりとりできるように經由事務を見直すことは、事務効率性及びタイムリーな指導という観点からも經由事務の廃止は必要と考える。	学校に係る申請については、指定者からみれば、国に直接申請を行うよりも、身近な都道府県に申請を行う方が便利であり、また申請に当たって、地域の医療従事者の確保の状況等地域の医療提供を踏まえた適切な助言等を期待できるという利点もあるものと考えられるため、都道府県に対して經由規定を設けている。このため、引き続き都道府県知事を經由して行うこととした。	指定者による申請等は郵送で行うことが可能で、押印不要の文書については、メール等による差し替えも認められるなど、直接窓口に出向くことを求められていない。さらに、進達後の修正指示や差し替えは国と指定者が直接行っており、修正後の最終書類について国から都道府県に共有することもなく、進達作業は形骸化しているのが現状である。また、大学は、学則変更などの定例的な届出等を文部科学省に直接提出していることから、本指定申請も含めて文科省に提出した方が利便性は向上すると考える。以上から、「都道府県經由の方が指定者にとって便利」という指摘は当たらないと考える。なお、岡山県では、教育施設代業者で構成する会議等において、各養成所と定期的に意見交換を行っており、そうした場で「適切な助言」等も行うことも可能であることから、經由事務を廃止しても何ら支障は生じない。また、医療関係技術者の養成学校のうち、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士に関する申請等は都道府県の經由が不要となっているが、本提案に係る申請等は經由が必要とされており、その理由が不明である。以上から、經由事務の必要性は無いと考える。本県の意見を踏まえ、經由事務の必要性がある場合はそれを明示する形で、再度回答を示してもらいたい。	—

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和五年の地方からの提案等に際する対応方針 (令和五年12月23日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を ＜当該対応方針決定＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料				措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
				登録免許税の非課税証明の事務に際し、登録免許税法別表第三の十二(第三欄第一号)において規定する「専ら自己又はその包括する宗教法人の宗教の用に供する宗教法人法第三条に規定する境内建物及び境内地」に該当するか否かについては、各々の宗教法人の特異性や実際の使用状況等により、個別具体的に、都道府県知事において判断していただく必要があると考えており、ご提案の詳細な基準や事例集を示すことは難しいと考えている。そのため、引き続き、宗教法人事務の担当者が集まる研修などの機会において、積極的に都道府県の間で証明事務に関する情報交換をお願いしたいとともに、個別の証明事務に際し、登録免許税法の一般的な解釈(国税庁)や宗教法人法第三条の解釈(文化庁)に疑義が生じた場合には、必要に応じて、文化庁を窓口としてご相談いただきたい。	5【文部科学省】 (6)宗教法人法(昭26法126)及び登録免許税法(昭42法35) 宗教法人が受ける登記の非課税(登録免許税法4条2項)に係る都道府県の証明事務については、登録免許税法及び宗教法人法の解釈に疑義が生じた場合には、文化庁を窓口として相談に応じる。 (関係府省:財務省)	閣議決定	令和元年12月23日	令和元年12月23日閣議決定により、宗教法人が受ける登記の非課税(登録免許税法4条2項)に係る都道府県の証明事務については、登録免許税法及び宗教法人法の解釈に疑義が生じた場合には、文化庁を窓口として相談に応じることとした。	
		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		学校に係る申請については、指定者からみれば、国に直接申請を行うよりも、身近な都道府県に申請を行う方が便利であり、また申請に当たって、地域の医療従事者の確保の状況等地域の医療提供体制の実情を踏まえた適切な助言等を期待できるという利点もあるものと考えられる。 また、都道府県は、医療計画において「医療従事者の確保に関する事項」を定めることとなり(医療法30条の4第2項第12号)、このような医療従事者の確保の観点から、養成施設に係る情報を把握することは必要である。 上記の観点及び各都道府県の状況も踏まえて対応を検討する。	<令元> 5【文部科学省】 (4)あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭22法217)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)、診療放射線技師法(昭26法226)、歯科技工士法(昭30法168)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)、柔道整復師法(昭45法19)及び視能訓練士法(昭46法64) 文部科学大臣が指定又は認定する医療関係技術者養成学校の申請・届出における都道府県経由事務の廃止については、都道府県及び医療関係技術者養成学校の意見を踏まえ検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省) <令2> 5【文部科学省】 (4)あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭22法217)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)、診療放射線技師法(昭26法226)、歯科技工士法(昭30法168)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)、柔道整復師法(昭45法19)及び視能訓練士法(昭46法64) 文部科学大臣が指定又は認定する医療関係技術者養成学校の申請・届出における都道府県経由事務については、令和2年度中を目途に政令を改正し、廃止する。 (関係府省:厚生労働省)	法令改正	令和4年2月9日公布、令和4年5月1日施行予定	診療放射線技師法施行令等の一部を改正する政令(令和4年政令第39号)により関係政令を改正し、都道府県経由事務を廃止することとした。 ※なお、都道府県に対しては、学校等による指定概況を文部科学省からメール等により周知する。	
		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		学校に係る申請については、指定者からみれば、国に直接申請を行うよりも、身近な都道府県に申請を行う方が便利であり、また申請に当たって、地域の医療従事者の確保の状況等地域の医療提供体制の実情を踏まえた適切な助言等を期待できるという利点もあるものと考えられる。 また、都道府県は、医療計画において「医療従事者の確保に関する事項」を定めることとなり(医療法30条の4第2項第12号)、このような医療従事者の確保の観点から、養成施設に係る情報を把握することは必要である。 上記の観点及び各都道府県の状況も踏まえて対応を検討する。	<令元> 5【文部科学省】 (4)あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭22法217)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)、診療放射線技師法(昭26法226)、歯科技工士法(昭30法168)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)、柔道整復師法(昭45法19)及び視能訓練士法(昭46法64) 文部科学大臣が指定又は認定する医療関係技術者養成学校の申請・届出における都道府県経由事務の廃止については、都道府県及び医療関係技術者養成学校の意見を踏まえ検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:厚生労働省) <令2> 5【文部科学省】 (4)あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭22法217)、保健師助産師看護師法(昭23法203)、歯科衛生士法(昭23法204)、診療放射線技師法(昭26法226)、歯科技工士法(昭30法168)、臨床検査技師等に関する法律(昭33法76)、理学療法士及び作業療法士法(昭40法137)、柔道整復師法(昭45法19)及び視能訓練士法(昭46法64) 文部科学大臣が指定又は認定する医療関係技術者養成学校の申請・届出における都道府県経由事務については、令和2年度中を目途に政令を改正し、廃止する。 (関係府省:厚生労働省)	法令改正	令和4年2月9日公布、令和4年5月1日施行予定	診療放射線技師法施行令等の一部を改正する政令(令和4年政令第39号)により関係政令を改正し、都道府県経由事務を廃止することとした。 ※なお、都道府県に対しては、学校等による指定概況を文部科学省からメール等により周知する。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名			見解	補足資料
											支援事例				
112	地方	医療・福祉	認定こども園施設整備交付金等の申請に係る手続きの簡素化	①申請書類や申請窓口の一本化 ②内示時期の統一	認定こども園の新增改築に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、教育部分と保育部分で申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるため、事務負担が大きい。また、内示後の工事着手となっているが、内示時期が異なることがあり、工期に影響が出ることもある。(平成29年度10月協議分の内示 文科省平成29年2月2日、厚労省平成29年12月8日)また、実際に平成29年度10月協議分では、内示時期に2ヶ月ほどのズレがあったことから、当初予定していた年度内に工事完了が難しく、工事を次年度に遅らせたという事例があった。	事務負担が軽減されるとともに、スムーズに工事着手でき、計画に沿った工期で進めることができる。	児童福祉法、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	茨木市	旭川市、秋田県、福島県、いわき市、須賀川市、新潟県、愛知県、豊橋市、知多市、大阪府、高槻市、和泉市、兵庫県、西宮市、南あわじ市、鳥取県、広島市、徳島県、高知県、佐世保市、大分県、鹿児島市、九州地方知事会	<p>○施設整備にかかる事務手続きや補助金の算定方法が、保育所相当部分と幼稚園相当部分でそれぞれ分かれていることにより、補助金計算や申請などの事務が煩雑になっている。</p> <p>○協議書の提出は(厚労省と文科省)に分けて提出するが、様式は同じものである。そのため、一方の省から修正依頼があると、修正後の様式をもう片方の省にも送付する必要があり事務が煩雑になる。窓口を一本化することにより事務の効率化が期待される。</p> <p>○当初申請・変更申請において、窓口が分かれていることによる手間、それぞれ申請額を計上するための按分作業の煩雑さ、内示時期のずれによる工事発注の遅れ等無駄が多いため、申請窓口の一元化に賛同する。</p> <p>○協議書の提出は(厚労省と文科省)に分けて提出するが、様式は同じものである。そのため、一方の省から修正依頼があると、修正後の様式をもう片方の省にも送付する必要があり事務が煩雑になる。窓口を一本化することにより事務の効率化が期待される。</p> <p>○当初申請・変更申請において、窓口が分かれていることによる手間、それぞれ申請額を計上するための按分作業の煩雑さ、内示時期のずれによる工事発注の遅れ等無駄が多いため、申請窓口の一元化に賛同する。</p> <p>○左記団体と同様に窓口一本による事務の簡素化を願っていた。所管省が異なるためにそれぞれにほぼ同じ書類を提出することになるが、2か所に書類を出さなければいけないことと、添付する書類についても量が嵩むため、一本化での事務軽減化をお願いしたい。</p> <p>○施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申請する必要があり、また、協議のスケジュールが遅いため事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。また、平成30年度において幼稚園部分の申請時期が回しなかつたため、1事業所は保育所部分の補助金だけで工事を行った。</p> <p>○認定こども園の新增改築に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、複雑な按分式で教育部分と保育部分を算出し、かつ申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるため、事業者、市町村、県にとって事務負担が大きい。</p> <p>○認定こども園の新增改築に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、教育部分と保育部分で申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるため、事務負担が大きい。また、内示後の工事着手となっているが、内示時期が異なることがあり、工期に影響が出ることもある。(平成29年度10月協議分の内示 文科省平成29年2月2日、厚労省平成29年12月8日)また、実際に平成29年度10月協議分では、内示時期に2ヶ月ほどのズレがあったことから、当初予定していた年度内に工事完了が難しく、工事を次年度に遅らせたという事例があった。</p> <p>○近年、一定の改善がなされているものの、提案団体の主張のとおり、依然として事務が煩雑であるとともに、平成29年度の当市における認定こども園創設事業において、認定こども園施設整備交付金のみが一方的に予定額の90%に圧縮されるなど、厚生労働省と文部科学省で統一した対応がなされておらず、財政的にも不安感・不信感が生じている。また、疑義が生じた事業に対して都道府県で早期に回答をしても結局は国の担当まで送付ことになっており、回答に時間がかかることも事務負担の増になっている。都道府県で早期に回答できる仕組みを構築することも必要と考える。</p> <p>○幼保連携型認定こども園の施設整備について、厚労省と文科省に所管が分かれていることにより、協議、申請等の手続きはもとより、問合せ、確認等両面に行わなければならない。書類作成も両省分で大変なものとなり、事業費・補助金額の計算における両省分の案分等も必要で、過大な事務負担となっている。また、厚労省分は直接補助(概算払い)、文科省分は間接補助(精算払い)と補助金交付の手順も異なっており、予算・決算においても無用な混乱を生んでいる。さらに、両省の内示日に差があり、片方が遅れたため事業者が出来る急ぎ2か年事業に変更させるを得なかつたという事例も発生している。事業者への損害回避及び自治体の過度な事務負担解消のため、一刻も早い所管の一元化を強く求める。</p> <p>○幼稚園部分(文部科学省)と保育所部分(厚生労働省)で、加算、補助率、かさ上げの有無、対象メニュー等、異なる部分があるため、対象事業費や交付申請額を算出する際の計算や事業者・市町村の作業などが煩雑となっている。内閣府への窓口の一本化にあわせ、幼稚園・保育所・認定こども園の全てで項目を揃えて、面積や利用者按分で簡易に算出できるような改善が必要である。</p> <p>○制度の所管省庁が複数に跨がっていることにより、類型により認可・認定基準や、法的立付けが異なることにより、事業者及び行政ともに事務作業が煩雑化している。また、特に幼稚園型認定こども園について、認可形態としては幼稚園となり、施設監査の法的な位置付けが非常に不明確となっており、他の類型の認定こども園と比較して監査権限に基づく自治体の関与が不十分と思える状況が発生している。施設整備補助金についても、一つの施設整備において複数省庁からの交付を受けなければならない、幼稚園部分と保育所部分で事業費の按分等を行わなければならない、事務負担が増大しているとともに、交付額の算定誤り等が生じる原因となっている。</p> <p>○同一施設の整備であるにも関わらず、厚生労働省と文部科学省の担当者と見解が相違することがあり、その調整に手間がかかる。平成30年度実施事業で、協議申請した工事がどの整備区分に該当するかについて、当初、両省の担当者と見解が異なつたことから、両省との調整に時間を要し、協議を1回遅らせた事例がある。その事業については、協議が遅れたことから工事の着工が遅らなり、結果として認定こども園への移行を1年間遅らせることとなった。</p> <p>○厚生労働省と文科省に分けて申請するために認定こども園整備費の事業費を面積按分しているが、竣工時の建築確認検査等において当初の建築面積が変更になる場合があり、面積按分にも影響が出るケースがある。事業費及び補助額にも影響があるため、変更申請の処理等が必要になり、補助を受ける認定こども園の設置者及び市において事務処理が煩雑になっている。また、厚労省と文科省それぞれで、内示時期や補助対象外の考え方も異なるため、市及び事業者にとっても煩雑な事務処理が発生している。</p> <p>○当市においても、平成29・30年度に幼稚園を認定こども園に整備する事業を実施したが、提案市と同様、交付金申請時等において、2か所への協議の手間や煩雑な按分作業等を経験し、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じた。</p> <p>○茨木市と同様に1つの整備に2種類の申請が必要となり、事務負担が増えている。</p> <p>○①については、当県でも申請事務が煩雑であること、問合せ内容によって窓口が異なっていることで統一的な見解を求められないことなど支障をきたしている。②については文科省の内示時期が遅いことや圧縮交付される可能性があることから計画的な施設整備に支障をきたしている。</p> <p>○当市においても煩雑な事務に苦慮しており、事務負担軽減のために手続きの簡素化の必要性を感じている。</p> <p>○一施設の整備内容であるにもかかわらず、厚生労働省部分と文部科学省部分に分かれていることで、別々に申請を行う必要が生じており、また、按分計算については交付金の重複請求を招く懸念もあるなど、事業者、都道府県、市町村において事務処理が煩雑となっている。</p> <p>○厚生労働省と文部科学省それぞれの補助制度があるため事務執行が負担となっている。</p> <p>○当県においても、1施設の整備に2箇所の協議・申請が必要となり、事業者及び自治体とも煩雑な事務処理が発生している。</p>	認定こども園に係る施設整備の事務手続きにおいては、 ・事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底 ・協議様式の統一化 ・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。今後も更なる事務負担の軽減に向けて関係府省と連携を図っていく。 なお、内示時期については、統一した日付で送るよう文部科学省と厚生労働省両省間で連携を図っている。	更なる事務負担の軽減と、早期の内示時期の統一をお願いしたい。	—	

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に際する対応方針 (令和元年12月20日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を 「当該対応方針決定年」として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【大阪府】</p> <p>回答いただいている対応では、支障事例(西省へ提出することによる事務の煩雑さや過大な事務負担、申請内容に対する両省の見解の相違、補助対象範囲の別、など)に対する解決や、当該支障事例を踏まえた申請窓口の一元化という提案に対する回答としては、不十分と考える。</p> <p>申請窓口一元化による事務負担の軽減に向け、早急なご対応をお願いしたい。</p> <p>【西宮市】</p> <p>左記により事務負担の軽減が図られているところであるが、窓口の一本化により更なる事務負担の軽減を望む。</p> <p>【広島市】</p> <p>これまで行われてきた協議様式や募集・内示時期の統一化によって、幼保連携型認定こども園への移行が進み、広く認知が図られてきたところであるが、幼保連携型認定こども園への移行を一層促進していくためには、煩雑な按分計算や同一の内容の二省での協議・申請を必要とする現状を解消し、完全な一元化を早急に図ることが必要であり、国、自治体、事業者のいずれにとってもメリットが実感できるように、早急に対応していただきたい。</p> <p>【鹿児島市】</p> <p>補助協議様式については統一されたが、それ以外の補助金申請書や実績報告書については同一の内容で2か所に提出する必要があり、また、煩雑な補助対象経費の按分計算が必要であるなど、事務負担の軽減が図られていない。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>認定こども園の施設整備に係る交付金については、待機児童対策や子育て支援の量的拡充の実現のため必要不可欠である。その交付金の制度において、同一施設の申請等の手続きが複数の所管となっていることで複雑化及び煩雑化している現状があることから、事務負担の軽減に向け、施設整備交付金の一本化などを進めること。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底 ・協議様式の統一化 ・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。 <p>今後も更なる事務負担の軽減に向けて、引き続き関係府省と連携のうえ検討してまいりたい。</p>	<p>5【文部科学省】</p> <p>(3)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金(保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金)については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(関係府省：内閣府及び厚生労働省)</p>	<p>交付要綱改正</p>	<p>「保育所等整備交付金の交付について」(令和2年6月5日付け厚生労働省発0605第4号)</p> <p>「認定こども園施設整備交付金交付要綱等の一部改正について(通知)」(令和2年4月8日付け2文科初第29号)</p>	<p>保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金の交付申請に係る様式の記載事項について簡素化及び共通化を図ることとし、保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金の申請様式について、令和2年4月8日付け認定こども園施設整備交付金交付要綱の改正を行い、一部の申請様式を保育所等整備交付金のもので統一した。</p>		

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に際する対応方針 (令和元年12月20日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【大阪府】</p> <p>回答いただいている対応では、支障事例(西省へ提出することによる事務の煩雑さや過大な事務負担、申請内容に対する両省の見解の相違、補助対象範囲の別、など)に対する解決や、当該支障事例を踏まえた申請窓口の一元化という提案に対する回答としては、不十分と考える。</p> <p>申請窓口一元化による事務負担の軽減に向け、早急なご対応をお願いしたい。</p> <p>【西宮市】</p> <p>左記により事務負担の軽減が図られているところであるが、窓口の一本化により更なる事務負担の軽減を望む。</p> <p>【広島市】</p> <p>これまで行われてきた協議様式や募集・内示時期の統一化によって、幼保連携型認定こども園への移行が進み、広く認知が図られてきたところであるが、幼保連携型認定こども園への移行を一層促進していくためには、煩雑な按分計算や同一の内容の二省での協議・申請を必要とする現状を解消し、完全な一元化を早急を図ることが必要であり、国、自治体、事業者のいずれにとってもメリットが実感できるように、早急に対応していただきたい。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>認定こども園の施設整備に係る交付金については、待機児童対策や子育て支援の量的拡充の実現のため必要不可欠である。その交付金の制度において、同一施設の申請等の手続きが複数の所管となっていることで複雑化及び煩雑化している現状があることから、事務負担の軽減に向け、施設整備交付金の一本化などを進めること。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底 ・協議様式の統一化 ・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。 <p>今後更なる事務負担の軽減に向けて、引き続き関係府省と連携のうえ検討してまいりたい。</p>	<p>5【文部科学省】</p> <p>(3)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金(保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金)については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(関係府省:内閣府及び厚生労働省)</p>	<p>交付要綱改正</p>	<p>「保育所等整備交付金の交付について」(令和2年6月5日付け厚生労働省発0605第4号)</p> <p>「認定こども園施設整備交付金交付要綱等の一部改正について(通知)」(令和2年4月8日付け2文科初第29号)</p>	<p>保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金の交付申請に係る様式の記載事項について簡素化及び共通化を図ることし、保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金の申請様式について、令和2年4月8日付け認定こども園施設整備交付金交付要綱の改正を行い、一部の申請様式を保育所等整備交付金のもので統一した。</p>		

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
161	地方 規制緩和	医療・福祉	認定こども園施設整備にあたり、厚生労働省部分と文科省部分の一本化を図る等の運用の改善	認定こども園施設整備にあたり、厚生労働省部分と文科省部分の一本化を図る等の運用の改善	認定こども園の整備に係る交付金について、厚生労働省部分と文科省部分に分かれていることで、一施設の整備内容であるにもかかわらず、事業者にとっては複雑な按分式で厚労省部分と文科省部分を算出し、また申請にあたっては、市町村の行政機関が教育部分と保育部分に分かれている中、別々に申請を行うことで事務処理に時間を要することとなり、事業者に煩雑さを強いこととなっている。(当該事例は市町村や都道府県の事務処理においても当てはまる。)また申請後の交付決定にあっても各府省の予算確保の状況等により大幅な時期のずれが生じることがあるため、一方の交付金が交付決定なされるのに他方が未決定という状況となり、過去にはなかなか事業に着手できず、工事の完了が遅れ、結果的に期間が年度始まりに間に合わなかった事例もあった。このように、事業者にとっては過剰な事務や事業開始に向けての不安定な状況を強いており、このことが事業の展開に支障を生じさせ、ひいては待機児童解消の施策に影響が生じている。(申請窓口の一元化等事務手続きの簡素化を求めるもの)	補助申請の一元化により、事業者の円滑な申請や交付決定による計画立案が可能となる。スムーズな認定こども園の整備が可能となり、ひいては待機児童の解消につながる。	児童福祉法、認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、滋賀県、京都府、京都市、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	旭川市、秋田県、福井県、いわき市、須賀川市、新潟県、愛知県、豊橋市、三重県、池田市、吹田市、高槻市、富田市、和歌山県、西宮市、南あわじ市、広島市、徳島県、高知県、九州地方知事会	<ul style="list-style-type: none"> ○施設整備にかかる事務手続きや補助金の算定方法が、保育所相当部分と幼稚園相当部分でそれぞれ分かれていることにより、補助金計算や申請などの事務が煩雑となっている。 ○協議案の提出は(厚労省と文科省)に分けて提出するが、様式は同じものである。そのため、一方の省から修正依頼があると、修正後の様式をもう片方の省にも送付する必要がある。窓口を一本化することにより事務の効率化が期待される。また、間接補助の文科省分補助金についても、厚労省と同様に直接補助にすることにより、国の内示後の工事契約が可能になるため(現状は県の交付決定後)、円滑な施設整備が期待できる。 ○施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申請する必要があり、また、協議のスケジュールが違えば事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。また、平成30年度において幼稚園部分の申請時期が2回しかなかったため、1事業所は保育所部分の補助金だけで工事を行った。 ○認定こども園の増設政策に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにもかかわらず、複雑な按分式で教育部分と保育部分を算出し、かつ申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるので、事業者、市町村、県にとって事務負担が大きい。 ○当市で現在予定している同補助金を活用した施設整備においても、それぞれの省で補助金の要綱要領の内容が若干異なることと、制約が複雑に異なることによる事務負担の増加が課題となっている。 ○認定こども園の整備に係る交付金について、厚生労働省部分と文科省部分に分かれていることで、一施設の整備内容であるにもかかわらず、事業者にとっては複雑な按分式で厚労省部分と文科省部分を算出し、また申請にあたっては、市町村の行政機関が教育部分と保育部分に分かれている中、別々に申請を行うことで事務処理に時間を要することとなり、事業者に煩雑さを強いこととなっている。(当該事例は市町村や都道府県の事務処理においても当てはまる。)また申請後の交付決定にあっても各府省の予算確保の状況等により大幅な時期のずれが生じることがあるため、一方の交付金が交付決定なされるのに他方が未決定という状況となり、過去にはなかなか事業に着手できず、工事の完了が遅れ、結果的に期間が年度始まりに間に合わなかった事例もあった。このように、事業者にとっては過剰な事務や事業開始に向けての不安定な状況を強いており、このことが事業の展開に支障を生じさせ、ひいては待機児童解消の施策に影響が生じている。 ○近年、一定の改善がなされているものの、提案団体の主張のとおり、依然として事務が煩雑であるとともに、平成29年度の当市における認定こども園創設事業において、認定こども園施設整備交付金のみが一方的に予定額の90%に圧縮されるなど、厚生労働省と文科省間の対応が不十分であり、抜本的にも不安定、不信感が生じている。また、協議が生じた事業に対して都道府県を通じて質問しても結局は国の担当者まで通すことになっており、回答に時間がかかるとも事業者負担の増になっている。都道府県で早期に回答できる仕組みを構築することも必要と考える。 ○幼保連携型認定こども園の施設整備について、厚労省と文科省に所管が分かれていることにより、協議、申請等の手続きはもとより、問合せ、確認等も両省に行わなければならない。書類作成も両省分で膨大なものとなり、事業費・補助金額の計算における両省の按分等も必要で、過大な事務負担となっている。また、厚労省分は直接補助(概算払い)、文科省分は間接補助(概算払い)と補助金交付の手段も異なり、予算・決算についても異なるなど、両省の内外示に差異があり、片方が遅れたため事業着手が出来ず、急ぎよ2か年事業に変更せざるを得なかったという事例も発生している。事業者への損害回避及び自治体の過度な事務負担解消のため、一刻も早い所管の一元化を強く求める。 ○幼稚園部分(文科科学省)と保育所部分(厚生労働省)で、加算、補助率、かさ上げの有無、対象メニュー等、異なる部分があるため、対象事業費や交付申請額を算出する際の計算や事業者・市町村の作業などが煩雑となっている。内閣府への窓口の一本化にあわせ、幼稚園・保育所・認定こども園の全てで項目を揃えて、面積や利用者按分で簡易に算出できるように改善が必要である。 ○待機児童が出ている中で、事業者が認定こども園を選択するとき、事務作業が煩雑になることも考えられる。また、市の当該課も園との調整等複雑になり負担が多くなる。 ○同様の支障及び市民サービスに直結しない非生産的な事務が発生していることから、早急な改善を求める。 ○同一施設の整備であるにもかかわらず、厚生労働省と文科科学省の担当で見解が相違することがあり、その調整に手間がかかる。平成30年度実施事業で、協議申請した工事以外の整備区分に該当するが、当初、両省の担当で見解が異なったことから、両省との調整に時間を要し、協議を「回避」させた事例がある。その事業については、協議が遅れたことから工事の着工が遅れ、結果として認定こども園への移行を1年間遅らせることとなった。 ○認定こども園の整備補助金について、厚生労働省部分と文科科学省部分に分かれていることで、一施設の整備内容であるにもかかわらず、事業者にとっては複雑な按分式で厚生労働省部分と文科科学省部分を算出する必要があり、特に、対象外経費の取扱が各府省で異なるため、同一工事の同一の見積りから各府省の考え方にそって対象経費/対象外経費を抜き差し各補助金毎に対象経費を算出しなければならない。外構工事などは対象外経費についての取扱が明示されていない中で、このような作業を行う必要があるため、事業者と市の事務が煩雑にしている。また、認定こども園に移行する前の施設種類が保育所か幼稚園かによって、整備に係る1号認定と2・3号認定の人数に幅りがある園が多く、補助金額を決定する際にも、一方の補助金は助成基準額で、もう一方の補助金は対象経費で補助金額が決まることも多い。以上のような枠組みは事業者の理解能力の範疇を超えた複雑なものとなっているため、対事業者とのやりとりについても非常に苦労を強いられている。また申請後の交付決定にあっても各府省からの内示が揃わなければ事業に着手できないが、一方の交付金が交付決定されているのに他方が未決定のため年度内の工事着工が不可能となり、2か年事業で実施する予定を単年度で実施せざるを得なくなり、タイトなスケジュールで工事せざるをえないなどの支障が生じている。 ○厚生労働省と文科省に分けて申請するために認定こども園整備費の事業費を面積按分しているが、竣工時の建築確認検査等において当初の建築面積が変更になる場合があり、面積按分にも影響が出るケースがある。事業費及び補助額にも影響があるため、変更申請の処理等が必要になり、補助を受ける認定こども園の設置者及び市において事務処理が煩雑になっている。また、厚労省と文科省それぞれで、内示時期や補助対象外の考え方も異なるため、市及び事業者にとっても複雑な事務処理が発生している。 ○当市においても、H29・30年度に幼稚園を認定こども園に整備する事業を実施したが、提案市と同様、交付金申請時等において、2か所への協議の時間や煩雑な按分作業等を経験し、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じた。また、当市も同様に、文科省の内示額が圧縮され、対応に苦慮した経験がある。 ○当県でも申請事務が煩雑であること、照会する内容によって窓口が異なっていることで統一した見解を求められないことなど支障をきたしている。 ○平成30年度において、両交付金を活用して整備した施設のうち約半数が認定こども園であるところ、同一内容を厚生労働省と文科科学省に協議・申請している施設は出県でも多数ある。さらに、内示(内定)後の交付申請や支払請求の時期が同一でないことも、自治体等の事務が複雑にしている。 ○左記の具体的な支障事例と同様に、保育部分と教育部分の所管が異なることで、申請主体である市、事業者ともに、複数の申請書類の作成や複雑な按分計算等による事務処理の煩雑さが生じている。また、過去には、保育部分と教育部分の内示に約3か月ほどの差が生じ、工期が危ぶまれる事例も生じたところ。認定こども園という単一の施設であることから、補助金及び申請窓口の一本化が必要と考える。 ○一施設の整備内容であるにもかかわらず、厚生労働省部分と文科科学省部分に分かれていることで、別々に申請を行う必要が生じており、また、按分計算については交付金の重複請求を招く(懸念もある)など、事業者、都道府県、市町村において事務処理が煩雑となっている。 ○厚生労働省と文科科学省それぞれ別の補助制度があるため事務執行が負担となっている。 ○当県においても、1施設の整備に両府省の協議・申請が必要となり、事業者及び自治体とも煩雑な事務処理が発生している。 ○幼保連携型認定こども園の施設整備において、共有部分である着床の按分について、煩雑な事務処理が発生している。また、時期や時間帯によって使った区分が違いため、妥当な判断が難しい。 	認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、 <ul style="list-style-type: none"> ・事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底 ・協議様式の統一化 ・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化等 により、事務負担の軽減を図ってきたところである。今後も更なる事務負担の軽減に向けて関係府省と連携を図っていく。	<p>回答いただいている対応により、事務負担の改善は一定進んでいるとはいえるが、支障事例(両省へ提出することによる事務の煩雑さや過大な事務負担、申請内容に対する両省の見解の相違、補助対象範囲の別、など)に対する解決や、当該支障事例を踏まえた申請窓口の一元化という提案に対する回答としては、不十分と考える。</p> <p>申請窓口一元化による事務負担の軽減に向け、早急なご対応をお願いします。</p>		

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に際する対応方針 (令和元年12月29日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【西宮市】 左記により事務負担の軽減が図られているところであるが、窓口の一本化により更なる事務負担の軽減を望む。</p> <p>【広島市】 これまで行われてきた協議様式や募集・内示時期の統一化によって、幼保連携型認定こども園への移行が進み、広く認知が図られてきたところであるが、幼保連携型認定こども園への移行を一層促進していくためには、複雑な採分計算や同一の内容の二省での協議・申請を必要とする現状を解消し、完全な一元化を早急に図ることが必要であり、国、自治体、事業者のいずれにとってもメリットが実感できるように、早急に対応していただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 認定こども園の施設整備に係る交付金については、待機児童対策や子育て支援の量的拡充の実現のため必要不可欠である。その交付金の制度において、同一施設の申請等の手続きが複数の所管となっていることで複雑化及び煩雑化している現状があることから、事務負担の軽減に向け、施設整備交付金の一本化などを進めること。</p> <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、 ・事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底 ・協議様式の統一化 ・補助対象経費における、幼保の採分方法の明示化等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。 今後も更なる事務負担の軽減に向けて、引き続き関係府省と連携のうえ検討してまいりたい。</p>	<p>5【文部科学省】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金(保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金)については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：内閣府及び厚生労働省)</p>	<p>交付要綱改正</p>	<p>「保育所等整備交付金の交付について」(令和2年6月5日付け厚生労働省発0605第4号) 「認定こども園施設整備交付金交付要綱等の一部改正について(通知)」(令和2年4月8日付け2文科初第29号)</p>	<p>保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金の交付申請に係る様式の記載事項について簡素化及び共通化を図ることとし、保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金の申請様式について、令和2年4月8日付け認定こども園施設整備交付金交付要綱の改正を行い、一部の申請様式を保育所等整備交付金のもと統一した。</p>		

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和5年の地方からの提案等に際する対応方針 (令和5年12月29日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を 「当該対応方針決定年」として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		部活動ガイドラインのフォローアップ調査等により、部活動指導員を確保するに当たっての課題とその解決方策、特色ある事例の収集を行い、今年度末までに周知を行う予定。	5【文部科学省】 (2)学校教育法(昭22法26) 部活動指導員(施行規則78条の2)については、その確保が円滑に進むよう、地方公共団体における取組事例を収集し、地方公共団体に令和元年度中に通知する。	通知	令和2年3月31日	部活動指導員の確保が円滑に進むよう、地方公共団体から収集した取組事例を地方公共団体に通知した。 通知「部活動の在り方に関する総合的なガイドラインフォローアップ調査結果について」(令和2年3月31日)	
【大阪府】 回答いただいている対応では、支障事例(両省へ提出することによる事務の煩雑さや過大な事務負担、申請内容に対する両省の見解の相違、補助対象範囲の別、など)に対する解決や、当該支障事例を踏まえた申請窓口の一元化という提案に対する回答としては、不十分と考える。 申請窓口一元化による事務負担の軽減に向け、早急なご対応をお願いしたい。 【西宮市】 左記により事務負担の軽減が図られているところであるが、窓口の一本化により更なる事務負担の軽減を望む。 【広島市】 これまで行われてきた協議様式や募集・内示時期の統一化によって、幼保連携型認定こども園への移行が進み、広く認知が図られてきたところであるが、幼保連携型認定こども園への移行を一層促進していくためには、煩雑な按分計算や同一の内容の二省での協議・申請を必要とする現状を解消し、完全な一元化を早急に図ることが必要であり、国、自治体、事業者のいずれにとってもメリットが実感できるように、早急に対応していただきたい。 【鹿児島市】 補助協議様式については統一されたが、それ以外の補助金申請書や実績報告書については同一の内容で2か所に提出する必要がある。また、煩雑な補助対象経費の按分計算が必要であるなど、事務負担の軽減が図られていない。	【全国知事会】 認定こども園の施設整備に係る交付金については、待機児童対策や子育て支援の量的拡充の実現のため必要不可欠である。その交付金の制度において、同一施設の申請等の手続きが複数の所管となっていることで複雑化及び煩雑化している現状があることから、事務負担の軽減に向け、施設整備交付金の一本化などを進めること。 【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、 ・事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底 ・協議様式の統一化 ・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化 等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。 今後も更なる事務負担の軽減に向けて、引き続き関係府省と連携のうえ検討してまいりたい。	5【文部科学省】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：内閣府及び厚生労働省)	交付要綱改正	「保育所等整備交付金の交付について」(令和2年6月5日付け厚生労働省発0605第4号) 「認定こども園施設整備交付金交付要綱等の一部改正について(通知)」(令和2年4月8日付け2文科初第29号)	保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金の交付申請に係る様式の記載事項について簡素化及び共通化を図ることし、保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金の申請様式について、令和2年4月8日付け認定こども園施設整備交付金交付要綱の改正を行い、一部の申請様式を保育所等整備交付金のもので統一した。			

各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に際する対応方針 (令和元年12月20日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を ＜当該対応方針決定年＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国市長会】 提案の実現に向けて、検討を求める。	○設立団体以外の者による一定のチェックを行うとしても、それが大臣認可でなければならない理由をお示しいただきたい。 ○議会における実質的な議決という観点から、不要財産納付認可時と定款変更時の、二度の議会の議決は必要ないではないか。 ○他に、今回の提案における支障を解消する方法があれば、お示しいただきたい。	地方独立行政法人の定款は同法人の基本的事項を定めるものであり、その大臣認可による認可については、従来、地方公共団体が直接執行していた公共性の高い業務を切り離して行わせている地方独立行政法人の適正な運営を確保する必要性が高いため、設立団体以外の者による一定のチェックを行うとともに、地方独立行政法人制度を所掌する立場により制度の統一な運用を確保する観点から必要とされるものである。類似の制度(地方三公社)においても同様の構造になっており、大臣等による認可を省略・簡略化することは難しい。 なお、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第八十七号)による改正で設けられた地方自治法第245条の3第5項においては、自治事務の処理に対し認可等の国又は都道府県の関与を要することとすることのないようにしなければならないとしつつ、地方公共団体が特別の法律により法人を設立する場合については、例外的に国又は都道府県の認可等の関与の必要性を認めており、地方独立行政法人の設立及び定款の作成・変更の認可はこの考え方も踏襲するものである。 不要財産の納付に当たっては、特定の財産の納付について議会の議決を求めるものであるが、不要財産の納付を契機とした定款変更に当たっては、当該不要財産納付が法人の基本的事項全体に与える影響を踏まえて、設立団体の意向を定款に適切に反映させる観点から、議会の議決を求めるものである。簡議決は、その趣旨を異にするものであって、一方の議決を経たことをもって他方の議決を省略することは難しい。 しかしながら、不要財産納付に係る議決と定款変更の議決について、各団体の判断により、同時に上程することについて問題はないと考える。ただし、定款変更の施行日は納付のあった日以降になるよう留意する必要がある。多くの団体がこのような運用をしていると承知しているが、この旨周知してまいりたい。	5【文部科学省】 (9)地方独立行政法人法(平15法118) 公立大学法人を含む地方独立行政法人における、不要財産納付認可時と定款変更時にそれぞれ必要な設立団体の議会の議決(42条の2第5項及び8条2項)については、各団体の判断により、同時に議案を提出することが可能であることを、地方公共団体に通知する。 (関係府省:総務省) [措置済み(令和元年12月9日付け総務省自治行政局行政経営支援室事務連絡)]	事務連絡	令和元年12月9日	地方独立行政法人の不要財産納付時における定款変更の手続きについて。(令和元年12月9日付け総務省自治行政局行政経営支援室事務連絡)	
		【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、当該提案については、交付金算定に伴い生じた事務と考えられるので、そもそも補助金、交付金の自由度を高めることにより、補助金、交付金申請のための事務量の軽減を目指すことも検討されたい。		事業所名等を確認する資料については、単一の資料で確認が困難な場合には、職歴証明書、雇用保険加入履歴や年金加入記録など複数の資料を組み合わせて確認することを想定している。 データベース化については、第1次回答のとおり、一部の職員のみをデータベース化したとしても、必ずしも事務負担の軽減に繋がらないと考えている。 個々の職員の勤続年数の確認に必要な書類については、加算認定申請書に記載された職歴が把握・推認される資料で差し支えない旨の統一した見解を改めてお示しする。	5【文部科学省】 (10)子ども・子育て支援法(平24法65) 施設型給付費等の算定方法については、事業者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図る観点から、以下のとおりとする。 ・処遇改善等加算I(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条21号)の加算率の認定に係る個々の職員の経験年数の確認については、職歴証明書によらず、年金加入記録等の個々の職員の職歴が把握・推認される資料による確認が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和元年度中に通知する。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)	通知FAQ	令和2年7月30日 令和3年9月14日	処遇改善等加算の対象となる職員の職歴を確認する際、職歴証明書だけでなく年金加入記録等から推認する取扱も可能であることについて通知に明記した。 (令和2年7月30日付け通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算I及び処遇改善等加算IIについて」) また、年金加入記録等により具体的な確認方法として、労働条件通知書等とあわせて確認することが考えられる旨を公定価格に関するFAQに明記した。 (令和3年9月14日付けFAQ「公定価格に関するFAQ(よくある質問)(ver.20)」)	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例	見解	補足資料		
282	地方規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園に係る制度及び施設整備の所管の内閣府への一元化を求める。	制度の所管は内閣府だが、施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分の区分をなし、窓口を一本化する。特に保育室やトイレなどの共用部分については、便宜上、定員等による按分計算を行っており、煩雑な事務処理が発生している。(申請窓口の一元化等事務手続きの簡素化を求めるもの)	幼保連携型認定こども園の施設整備において、保育所相当部分と幼稚園相当部分の区分をなし、窓口を一本化する。特に保育室やトイレなどの共用部分については、便宜上、定員等による按分計算を行っており、煩雑な事務処理が発生している。(申請窓口の一元化等事務手続きの簡素化を求めるもの)	児童福祉法56条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定子ども園施設整備交付金交付要綱ほか	内閣府、文部科学省、厚生労働省	指定都市市長会	礼賀市、旭川市、秋田県、福島県、いわき市、須賀川市、新潟県、盛岡県、豊橋市、豊田市、大阪府、大阪府、高槻市、茨木市、和泉市、兵庫県、西宮市、南あわじ市、鳥取県、高知県、徳島県、愛媛県、高知県、佐世保市、大村市、熊本県、宮崎県、宮崎県、鹿儿島市、九州地方知事会	<ul style="list-style-type: none"> ○施設整備にかかる事務手続きや補助金の算定方法が、保育所相当部分と幼稚園相当部分でそれぞれ分かれていることにより、補助金計算や集約などの事務が煩雑になっている。 ○協議書の提出は(厚労省と文科省に分けて提出するが、様式は同じものである。そのため、一方の省から修正依頼があると、修正後の様式をもう片方の省にも送付する必要があり事務が煩雑になる。窓口を一本化することにより事務の効率化が期待される。 ○施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申請する必要があり、また、協議のスケジュールが違ったため事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。また、平成30年度において幼稚園部分の申請時期が2回、かわったため、1事業所は保育所部分の補助金だけで工事を行った。 ○認定こども園の新増設策に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、複雑な按分式で教め、事業者、市町村、県にとって事務負担が大きい。 ○当市で現在予定している同補助金を活用した施設整備においても、それぞれの省で補助金の要綱要領の内容が若干異なること等、制度が複雑化することによる事務負担の増加が課題となっている。 ○制度の所管は内閣府だが、施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申請する必要があり、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。特に保育室やトイレなどの共用部分については、便宜上、定員等による按分計算を行っており、煩雑な事務処理が発生している。 ○近年、一定の改善がなされているものの、提案団体の主張のとおり、依然として事務が煩雑であるとともに、平成29年度の当市における認定こども園創設事業において、認定こども園施設整備交付金のみが一方的に予定額の90%に圧縮されるなど、厚生労働省と文部科学省で統一した対応がなされおらず、財政的にも不安感・不信感が生じている。また、疑義が生じた事業について都道府県を通じて質問をしても結局は自治体の担当者まで送付することになっており、回答に時間がかかることも事務負担の増になっている。都道府県で早期に回答できる仕組みを構築することも必要と考える。 ○幼保連携型認定こども園の施設整備について、厚労省と文科省に所管が分かれていることにより、協議、申請等の手続きはもとより、問合せ、確認等も両省に行わなければならない。書類作成も両省分で大変なものとなり、事業費・補助金額の計算における両省分の按分等も必要で、過大な事務負担となっている。また、厚労省分は直接補助(概算払い)、文科省分は間接補助(概算払い)と按分交付の手段も異なり、予算・決算においても無用な混乱を生んでいる。さらに、両省の内示日に差があり、片方が遅れたため事業着手が出来ず、急ぎ2か年事業に変更するを告げられたことにより、事業者の事業着手への損害回避及び自治体の過度な事務負担解消のため、一刻も早い所管の一元化を強く求める。 ○幼稚園部分(文部科学省)と保育所部分(厚生労働省)で、加算、補助率、かさ上げの有無、対象メニュー等、異なる部分があるため、対象事業費や交付申請額を算出する際の計算や事業者・市町村の作業などが煩雑となっている。内閣府への窓口の一本化にあわせ、幼稚園・保育所・認定こども園の全てで項目を揃えて、面積や利用者按分で簡易に算出できるように改善が必要である。 ○制度の所管省庁が複数に跨がっていることにより、類型により認可・認定基準や、法的立付けが異なっていることにより、事業者及び行政ともに事務作業が複雑化している。また、特に幼稚園型認定こども園について、認可形態としては幼稚園となり、施設監査の法的な位置付けが非常に不明確となっており、他の類型の認定こども園と比較して監査権限に基づく自治体の関与が不十分と思える状況が発生している。施設整備補助金についても、一の施設整備において複数省庁からの交付を受ける必要があり、幼稚園部分と保育所部分で事業費の按分等を行わなければならないが、事務負担が増大しているとともに、交付額の算定振り等が倍々複雑となっている。 ○同様の支障及び市民サービスに直結しない非生産的な事務が発生していることから、早急な改善を求める。 ○同一施設整備であるにも関わらず、厚生労働省と文部科学省の担当者で見解が相違することがあり、その調整に手間がかかる。平成30年度実施事業で、協議申請した工事がどの整備区分に該当するかについて、当初、両省の担当者で見解が異なったことから、両省との調整に時間を要し、協議を1回遅らせた事例がある。その事業については、協議が遅れたことから工事の着手が遅らなり、結果として認定こども園への移行を1年遅らせることとなった。 ○厚生労働省と文科省に分けて申請するために認定こども園整備費の事業費を面積按分しているが、竣工時の建築確認検査等において当初の建築面積が変更になる場合があり、面積按分にも影響が出るケースがある。事業費及び補助額にも影響があるため、変更申請の処理等が必要になり、補助を受ける認定こども園の設置者及び市において事務処理が煩雑になっている。また、厚労省と文科省それぞれで、内示時期や補助対象外の考え方も異なるため、市及び事業者にとっても煩雑な事務処理が発生している。 ○当市においても幼保連携型認定こども園の整備を行う際、一つの建物に対し、厚生労働省と文部科学省の双方に補助協議等を行う必要があり、それぞれの補助額を算出するにあたり、対象経費を保育所相当分と教育相当分に按分する必要があり、事務が煩雑化している。補助財源が一本化されれば窓口も一本化され、対象経費を按分する必要もなく、事務の効率化が図られる。 ○当市においても、平成29・30年度に幼稚園を認定こども園に整備する事業を実施したが、提案市と同様、交付金申請時等において、2か所への協議の時間や煩雑な按分作業等を経験し、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じた。 ○当県でも申請事務が複雑であること、照会する内容によって窓口が異なっていることで統一した見解を求められないことなど支障をきたしている。 ○平成30年度において、両交付金を活用して整備した施設のうち約半数が認定こども園であるところ、同一の内容を厚生労働省と文部科学省に協議・申請している施設は当県でも多数ある。さらに、内示(内定)後の交付申請や支払請求の時期が同一でないことも、自治体等の事務が複雑にしている。 ○認定こども園の新増設策に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、教育部分と保育部分で申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があり、事務負担が大きい。また、内示後の工事着手となっているが、内示時期が異なることがあり、工期に影響が出ることもある。(平成29年度10月協議分の内示 文科省平成30年2月2日、厚生労働省平成29年12月8日)また、実際に平成29年度10月協議分では、内示時期に2ヶ月ほどのズレがあったことから、当初予定していた年度内に工事完了が難しく、工事を次年度に遅らせたという事例があった。 ○当市においても煩雑な事務に苦慮しており、事務負担軽減のために手続きの簡素化の必要性を感じている。 ○保育所等整備交付金を活用しているが、共用部分の按分計算が必要となっているため、事務が煩雑となっている。 ○一施設の整備内容であるにもかかわらず、厚生労働省部分と文部科学省部分に分かれていることで、別々に申請を行う必要が生じており、また、按分計算については交付金の重複請求を招く懸念もあるなど、事業者、都道府県、市町村において事務処理が煩雑となっている。 ○当市も按分計算等で事務の煩雑さに苦慮している。また事業者の事務の負担も大きい。是非とも一本化してほしい。 ○厚生労働省と文部科学省それぞれの補助制度があるため事務執行が負担となっている。 ○申請後の交付決定にあたり、各省の予算確保の状況等により大幅な時期のずれが生じ、一方の交付金が交付決定されたものの他方が決定しない状況で、なかなか事業に着手できず、工事の完了が遅れ、結果的に開園が年度始まりに間に合わなかった事例もあった。(待機児童解消の施策に影響が生じた) ○幼保連携型認定こども園の施設整備において、共有部分である倉庫の按分について、煩雑な事務処理が発生している。また、時期や時間帯によって使う認定区分が違いため、妥当な判断が難しい。 	認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、 <ul style="list-style-type: none"> ・事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底 ・協議様式の統一化 ・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化 等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。今後も更なる事務負担の軽減に向けて関係府省と連携を図っていく。	これまで行われてきた協議様式や募集・内示時期の統一化によって、幼保連携型認定こども園への移行が進み、広く認知が図られてきたところであるが、幼保連携型認定こども園への移行を一層促進していくためには、煩雑な按分計算や同一の内容の二省での協議・申請を必要とする現状を解消し、完全な一元化を早急に図ることが必要であり、国、自治体、事業者のいずれにとってもメリットが実感できるように、早急に対応していただきたい。			

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に際する対応方針 (令和元年12月29日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【大阪府】 回答いただいている対応では、支障事例(西省へ提出することによる事務の煩雑さや過大な事務負担、申請内容に対する両省の見解の相違、補助対象範囲の別、など)に対する解決や、当該支障事例を踏まえた申請窓口の一元化という提案に対する回答としては、不十分と考える。 申請窓口一元化による事務負担の軽減に向け、早急なご対応をお願いしたい。</p> <p>【西宮市】 左記により事務負担の軽減が図られているところであるが、窓口の一本化により更なる事務負担の軽減を望む。</p> <p>【宮崎市】 提案団体の意見を十分に尊重いただきたい。</p> <p>【鹿児島市】 補助協議様式については統一されたが、それ以外の補助金申請書や実績報告書については同一の内容で2か所に提出する必要があり、また、煩雑な補助対象経費の按分計算が必要であるなど、事務負担の軽減が図られていない。</p>		<p>【全国知事会】 認定子ども園の施設整備に係る交付金については、待機児童対策や子育て支援の量的拡充の実現のため必要不可欠である。その交付金の制度において、同一施設の申請等の手続きが複数の所管となっていることで複雑化及び煩雑化している現状があることから、事務負担の軽減に向け、施設整備交付金の一本化などを進めること。 【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>認定子ども園に係る施設整備の事務手続においては、 ・事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底 ・協議様式の統一化 ・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。 今後更なる事務負担の軽減に向けて、引き続き関係府省と連携のうえ検討してまいりたい。</p>	<p>5【文部科学省】 (3)児童福祉法(昭22法164)及び認定子ども園施設整備交付金(保育所等整備交付金及び認定子ども園施設整備交付金)については、申請に関する様式の共通化を図るなど、幼保連携型認定子ども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、令和元年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)</p>	<p>交付要綱改正</p>	<p>「保育所等整備交付金の交付について」(令和2年6月5日付け厚生労働省発0605第4号) 「認定子ども園施設整備交付金交付要綱等の一部改正について(通知)」(令和2年4月8日付け2文科初第29号)</p>	<p>保育所等整備交付金及び認定子ども園施設整備交付金の交付申請に係る様式の記載事項について簡素化及び共通化を図ることとし、保育所等整備交付金及び認定子ども園施設整備交付金の申請様式について、令和2年4月8日付け認定子ども園施設整備交付金交付要綱の一部を申請様式を保育所等整備交付金のものとして統一した。</p>		